

平成28年第1回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月2日(水)から17日(木)まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月2日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
3日	木			
4日	金			
5日	土			
6日	日			
7日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
10日	木	民生産業委員会	13時	付託事件審査
11日	金	民生産業委員会	9時	付託事件審査
		総務文教委員会		
12日	土			
13日	日			
14日	月	総務文教委員会	9時	付託事件審査
15日	火	予算特別委員会	9時	付託事件審査
16日	水	予 備 日		
17日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成28年鞍手町議会第1回定例会会議録（第1号）						
平成28年 3月2日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月2日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月2日 午後2時30分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
会議録署名 議員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成28年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月2日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定
- 日程第6 議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定
- 日程第7 議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例
- 日程第8 議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例
- 日程第9 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第10 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例
- 日程第22 議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算

- 日程第29 議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第35 議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第37 議案第34号 鞍手町道路線の変更
- 日程第38 議案第35号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更
- 日程第39 議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議
- 日程第40 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度固定資産税の課税免除の額の変更

平成28年3月2日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成28年第1回鞍手町議会定例会を開会いたします。
町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。
町長。

○町長 徳島 眞次君

平成28年1月23日から25日にかけての寒波被害について行政報告をいたします。
近年まれにみる記録的な寒波の到来により、町内において水道管の凍結による破裂や破損が、約250件発生いたしました。
町内の水道業者に、緊急対応を要請し、水道管の早期復旧に努めました。
今回は、住民の生活を守るための特例措置といたしまして、漏水分の水道料金全額を減免することといたしました。

減免対象者への周知方法につきましては、町のホームページ、フェイスブック、隣組への回覧文書配布、広報くらてへの掲載及び2月末の水道検針時全戸文書配布であります。

水道使用水量の算定につきましては、前3ヶ月の平均水量又は前年同月水量の低い方の水量を採用致します。

浄水場では、1月25日に浄水場の脱臭タンク4基のエアー抜きバルブが凍結により破損いたしました。

すぐに専門業者を手配し緊急修理を行い、仮設の状態で運転を再開いたしました。

4ヶ所の配水池の配水量や水位を常時監視しながら、慎重に浄水場を運転しておりました。
漏水により配水水量が増えた為、このままでは配水池の水位が最低水位を下回ると判断し、急きょ夜間にバルブ操作を行い給水区域を変更し、給水制限や断水を回避することができました。

また、農作物への被害や人的被害の報告は受けておりません。

以上が、寒波被害についての行政報告であります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております、学校施設環境改善交付金事業、古月、新延、西川の各小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更報告。

鞍手町人口ビジョン及び鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定報告と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書、定例監査結果報告書及び財政支援団体等監査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情2件は、お手元に配布しています陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、13番議員 須藤敏夫君及び1番議員 熊井照明君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月17日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。

鞍手町選挙管理委員会委員には、只今お配りしたとおり、野中照彦君、中西憲治君、香月勇夫君、野上忠良君、以上の方を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました方を鞍手町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、只今指名しました野中照彦君、中西憲治君、香月勇夫君、野上忠良君、以上の方が鞍手町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、鞍手町選挙管理委員会補充員には、檜山たず子君、友廣任雅君、古野明裕君、白石實枝君、以上の方を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました方を鞍手町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、只今指名しました檜山たず子君、友廣任雅君、古野明裕君、

白石實枝君、以上の方が鞍手町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、日程第4 議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 第1号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年12月28日付けで専決処分いたしました、専決第13号 鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の承認であります。

本条例改正は、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととするため、「地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令」が、平成27年12月25日に公布、施行されたことに伴い、平成28年1月1日までに、これまで行ってきた税条例の改正内容の一部を改正する必要があるため専決処分を行ったものであります。

以上が、日程第4 議案第1号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第2号は、第5次鞍手町総合計画基本構想の策定であります。

本町では、平成19年3月に第4次鞍手町総合計画を策定し、将来像を「みんなの力で 今動きだす 鞍手」、キャッチフレーズを「人の力が、地域の力」として、まちづくりに取り組んで参りました。

この総合計画には「地域に活力を」、「人に感動を」、「暮らしに安心を」、「みんなでまちをつくる」の4本の柱を掲げ、本年度までの10年間を計画期間としてさまざまな分野で計画実現に向けた取り組みを進めて参りました。

例を挙げますと「地域に活力を」においては、平成23年2月に鞍手インターチェンジが供用開始されたほか、平成27年3月には遠賀川に北九州市と本町をつなぐ「北九鞍手夢大橋」が開通するなど、周辺地域との交流や物流が一層促進されております。

また、私が平成25年1月に町政をお預かりさせていただいて以降、中山西区用地へは4社の企業を誘致することができ、自主財源の確保や雇用創出に大きな成果が上がったのでは

ないかと思っております。

「人に感動を」においては、教育環境の充実を図ることとして南北中学校を統合し、全国的にも類を見ないような設備を備えた、鞍手中学校を整備してきました。

また、子どもの医療費につきましては、小学生までは完全無料化、中学生については入院費の無料化などを実現いたしました。

「暮らしに安心を」においては、高齢者の福祉サービスの充実を図るため、介護ボランティア制度や高齢者の見守り体制を整えたほか、健康の分野においても、妊婦健診の助成拡大や風しんワクチンの無料化などを実現いたしました。

最後に「みんなでまちをつくる」においては、すべての行政区において自主防災組織の立ち上げができたことや、徐々にではありますが、避難行動要支援者名簿の整備なども進めております。

しかし、第4次総合計画に掲げた事業のすべてが実現あるいは達成できたわけではありません。

実現・達成できなかった事業の中で、今後取り組むべき事業につきましては、必要性を十分に検証し、引き続き取り組んでまいります。

特に大きな課題として残っているのは、人口減少問題であります。第4次総合計画策定時の直近の国勢調査人口は18,204人でありましたが、計画には将来人口の目標を、19,000人と定めておりました。

しかし、現実には目標人口から大きくかい離する結果となっております。

先月26日に発表された平成27年国勢調査の速報値人口では、16,029人となっており、平成22年に行われた前回調査の17,088人より、1,059人減少する結果となっております。

また、皆様も既にご存じのとおり国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年の鞍手町の人口は、10,293人になると推測されております。

さらに、平成26年5月には、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が、2040年までの30年間で20歳から39歳までの女性人口の減少率が50%を超える市区町村を「消滅可能性都市」と定義し、全国で896団体の自治体名を公表しました。

本町では、68.1%が減少するとの予測が示されましたが、これは県内で最も高い減少率でありました。

このように厳しい予測となっておりますが、第4次計画に基づいて、これまでに取り組んできたさまざまな事業の成果と、今、鞍手町が持つポテンシャルを最大限に生かすことができれば、私は、新たな鞍手町を築き、大きく発展できると考えております。

そこで今回の第5次総合計画は、将来像を『新たな力で躍動するまち くらて』とし、キャッチフレーズを『未来につなぐ つながる 希望の芽』といたしました。

そして、まちづくりの基本方針を、

1. まちに賑わいを

2. ひとに輝きを

3. しごとの創出を

の3つの柱で構成し、策定しております。

1つ目の基本方針である「まちに賑わいを」におきましては、鞍手インターチェンジと北九鞍手夢大橋を結ぶ道路周辺に都市機能を集約し、コンパクトな「まちなか」を形成することで、機能的なまちづくりを進めてまいります。

また、その他の地区におきましては、自然環境や景観あるいは優良農地を保全しつつ、個性や特徴を生かした生活空間づくりに取り組んでいくこととしております。

2つ目の基本方針である「ひとに輝きを」におきましては、若者の町外への流出を防ぎ、若者を呼び込むための施策を行い、結婚・出産・子育てなどを安心してできる環境を整備していくとともに、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちにしていくこととしております。

また、教育面におきましても、次世代を担う子どもたちが郷土を愛しながら広く世界に目を向け、心豊かに成長できるよう、「知・徳・体」の調和のとれた「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく身に着け、「生きる力」を育むための教育環境の充実を図っていくこととしております。

3つ目の基本方針である「しごとの創出を」におきましては、引き続き企業誘致に取り組んで雇用の確保に努めるとともに、新たな事業の立ち上げや、起業支援を行ってまいります。

また、農業分野におきましても、新たな特産品の開発やブランド化を推進し、全国に鞍手町を発信できるようにしていきたいと考えております。

そして、この3つの柱を実現していくことで、著しく右肩下がりとなることが予測されている人口減少を抑制していき、計画が満了となる2025年には、現時点における国立社会保障・人口問題研究所の推計人口13,787人を上回る、14,500人の人口を確保することとして、第5次総合計画の目標に設定しております。

なお、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本年度中に作成することが求められている「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容は、最上位計画である第5次総合計画に包含された形となっており、総合計画との整合性を図っております。

また、総合計画に基づいてまちづくりを進めていく上では、財政を健全に運営していく必要があることから、第4次総合計画の後期基本計画には、行財政改革プランも総合計画の基本計画の柱の1つとして位置づけておりますが、現行の第5次行財政改革も本年度で終了するため、平成28年度から始まる第6次行財政改革プランも第5次総合計画の基本計画の一部として位置づけております。

なお、第6次行財政改革プランの内容につきましては、基本計画とは別に取りまとめております。

その他、具体的な取り組み内容につきましては、後日配布いたします資料をご参照いただければと思いますが、計画の策定にあたっては、あらゆる分野から選任されました審議会の

委員の皆さまや各種団体の皆様方から貴重なご意見をいただき、反映させて策定しております。

私は、これから9年間の第5次総合計画を執行し、実現させて、次世代の子どもたちにこの町をつなげていきたいと考えております。

次に、日程第6 議案第3号は、鞍手町過疎地域自立促進計画の策定であります。

平成24年6月に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、現行法の有効期限である平成27年度までが、平成32年度までに延長されました。

これに伴い、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする新たな過疎自立促進計画を策定する必要があります。

総合的かつ計画的に地域の自立促進を図るための過疎地域自立促進計画を策定するにあたり、同法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この鞍手町過疎地域自立促進計画の内容につきましては、本年2月4日付けで福岡県知事との協議も整っております。

以上が、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第4号は、鞍手町行政不服審査会条例であります。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき、設置が義務付けられている行政不服審査会の組織及び運営、その他同法の施行について必要な事項を定めるため、新たに制定するものであります。

次に、日程第8 議案第5号は、鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例であります。

石油貯蔵施設立地対策等交付金を基金として積み立てるため地方自治法第241条の規定に基づき、新たに基金条例を制定するものであります。

以上が、日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第9 議案第6号から日程第20 議案第17号までの12件を一括して議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第9 議案第6号から日程第20 議案第17号までの12件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第6号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の整理を行う必要が生じたため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理を行うものであります。

次に、日程第10 議案第7号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町の附属機関に「鞍手町空家等対策協議会」及び「鞍手町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第11 議案第8号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）並びに学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第12 議案第9号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成27年8月6日付の人事院勧告の内容に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第13 議案第10号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第14 議案第11号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、泉水団地改良住宅の移設に伴う工事が完了したことに伴い、鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第15 議案第12号は、鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本年10月からの県の乳幼児医療費の助成対象の拡充に伴う子育て支援の一環として、乳

幼児等医療費の独自助成拡大に伴う改正で、入院、通院ともに中学３年生以下の医療費の一部負担を無料とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第１６ 議案第１３号は、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、引用されている条文の改正及び重度障害者医療費の独自助成拡大に伴う改正で、中学３年生以下の医療費の一部負担を無料とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第１７ 議案第１４号は、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、ひとり親家庭等医療費の独自助成拡大に伴う改正で、中学３年生以下の医療費の一部負担を無料とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第１８ 議案第１５号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等により、当分の間、小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置要件が弾力化されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第１９ 議案第１６号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、待機児童の発生防止や長期休暇等における一時的な利用者の増加等に対応するため、設備基準における児童１人あたりの専用区画面積及び職員基準における一の支援単位構成児童数を限定的に緩和する必要があるとあり、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第２０ 議案第１７号は、鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成２６年度に策定いたしました鞍手町子ども読書活動計画の推進に伴い、多くの子どもたちに広く図書室の利用を促進するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第９ 議案第６号から日程第２０ 議案第１７号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第２１ 議案第１８号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第２１ 議案第１８号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 1 議案第 1 8 号は、鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例であります。

本条例の廃止は、泉水団地改良住宅の移設に伴う工事が完了したことに伴い、基金条例を廃止するものであります。

以上が、日程第 2 1 議案第 1 8 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 2 議案第 1 9 号から日程第 2 7 議案第 2 4 号までの 6 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 2 議案第 1 9 号から日程第 2 7 議案第 2 4 号までの 6 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 2 議案第 1 9 号は、平成 2 7 年度鞍手町一般会計補正予算（第 5 号）であります。

本補正予算は、国が、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、平成 2 7 年度補正予算に地方創生加速化交付金 1,000 億円を計上したことに伴い、本町におきましてもこれまでの地方創生先行型交付金事業や上乘せ交付金タイプ 1 事業をさらにレベルアップし、加速化を図ることとして地方創生加速化交付金の対象事業費を追加しております。

具体的には、昨年 1 1 月の臨時議会におきまして承認いただきました「学校まるごとアニメ事業」をさらに加速化させるため、アニメ同人誌の図書室やミニ四駆競技場の競技施設を整備し、日本のサブカルチャーを充実させ、外国人をターゲットにした事業を発展することで集客・交流人口の増加を図り、まちに賑わいをもたらすための事業費 3,180 万円を計上しております。

また、昨年 1 0 月から取り組みましたトライアル・ワーキング・ステイ事業の経験を活かし、受け入れ地域と協働しながら新たな移住・定住者を呼び込むための地域活性化・移住定住促進事業費 609 万 7 千円を、平成 2 8 年度予算に計上する予定でありましたが、加速化交付金の対象事業とするため前倒しして、今回の補正予算に計上しております。

なお、この 2 つの加速化交付金対象事業予算 3,789 万 7 千円を含む 9 つの事業予算 1 億 7,386 万 8 千円につきましては、繰越明許費として平成 2 8 年度へ繰り越すこととしております。

そのほかの補正といたしましては、国の人事院勧告に準じた給与条例の改正に伴う職員給与費の追加や年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費の追加及びこれまでに実施した事業の確定等により国・県支出金、町債及び財政調整基金への繰入金等の補正を行っております。

そして、これらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ1億1,835万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ73億9,952万5千円といたしました。

次に、日程第23 議案第20号は 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、保険給付費の療養費及び高額療養費の追加と共同事業交付金及び共同事業拠出金の減額に伴い国庫支出金、県負担金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ170万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億8,042万3千円といたしました。

次に、日程第24 議案第21号は 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入と保険基盤安定に係る繰入金金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ1,417万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,829万5千円といたしました。

次に、日程第25 議案第22号は 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、人件費、下水道使用料等を調製し、歳入歳出それぞれ24万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億0,911万5千円といたしました。

次に、日程第26 議案第23号は 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、委託料及び工事費が確定したことに伴い、その執行残額を一般会計へ繰り出しするための予算調整を行っております。

歳入歳出それぞれ10万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,586万9千円といたしました。

次に、日程第27 議案第24号は 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は人件費を調整し、予算第3条の支出について、補正を行うものであります。支出予算は1万8千円を減額し、支出予算総額を3億7,395万7千円といたしました。

以上が、日程第22 議案第19号から日程第27 議案第24号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第25号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第28 議案第25号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第28 議案第25号は、平成28年度鞍手町一般会計予算であります。

平成28年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、これまでの3ヶ年間の取り組みを述べさせていただくとともに、私の町長就任一期目の仕上げの年となります平成28年度の町政運営の基本姿勢を述べさせていただきます。

また、先の議案第2号 第5次総合計画の策定の提案説明においてもご説明いたしました。が、平成28年度は、新たな総合計画によるスタートの年でもありますので、総合計画に掲げている事業の概略にも触れながら説明させていただきます。

平成25年1月から町政をお預かりする際、2つの目標、9つの柱を掲げて町政運営に取り組んで参りました。

昨年3月の定例議会において2年目までの取り組みについては述べさせていただきましたので、3年目となりました平成27年度中の取り組みを中心に述べさせていただきます。

まず、「鞍手町を魅力ある、住みたい町へ」という目標の第1の柱である「子育て支援と教育振興」であります。

この柱は、これからの町づくりにおいて、安心して出産し、子育てができる環境づくりを支援し、子どもたちが生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育環境が一体となって醸成されるよう、教育の振興に取り組むことを掲げたものであります。

子育て支援につきましては、昨年10月から乳幼児医療費支給制度の対象年齢を引上げ、通院は、就学前を小学6年生まで、入院は就学前を中学3年生までに拡大いたしました。

また、制度導入が遅れておりました幼稚園の就園奨励金制度につきましても昨年4月から導入するとともに、病児、病後児保育事業についても直方市と小竹町との広域連携により、同月からスタートさせており、医療費の負担軽減や働く保護者の子育て支援に取り組んで参りました。

また、教育の振興では、安全・安心な学校づくりとして施設整備を行ってきましたが、平成27年度は、町内4小学校の屋内運動場の耐震補強工事を行いました。

これで町内すべての学校施設が新耐震基準を満たしたことになり、ハード面における安全・安心な学校づくりにつきましては、完了させることができました。

また、ソフト面におきましても、地方創生先行型交付金を活用し、各小学校の学習アシスタント事業を拡充し、児童の学習環境の充実を図りました。

また、これまで未配置であった図書司書も、まずは教育委員会に1名配置し、中学校とも連携をとることで、図書教育の充実を図り、確かな学力の向上に努めております。

さらに、4月から開校した鞍手中学校におきましては、校長先生をはじめ教職員の皆様のご尽力により、文武両道の素晴らしい中学校としてスタートしております。特に部活動におきましては、スポーツ系も文化系も統合1年目にして大変優秀な成績を収めています。

第5次総合計画では、「ひとに輝きを」を基本方針のひとつとして、これまでの子育て支援や教育の振興をさらに充実させることとしております。

具体的には、子育て支援につきましては、乳幼児医療費における通院の無料化を平成28

年10月から中学3年生まで拡大し、子育て世代の保護者の経済的支援に所要の予算措置をしております。

また、教育の振興におきましては、平成28年度も引き続き、確かな学力の向上のため、各小中学校における学習アシスタント事業の予算を計上するとともに、家庭環境に問題のある児童生徒に対するケアも重要なことから、これまで県の補助事業で配置されておりました、スクールソーシャルワーカーを単費で配置する予算も計上しております。

また、鞍手中学校の部活動におきましては、生徒たちがさらに成長し、充実した活動が行えるよう中学校部活動助成金制度を創設して、子どもたちの成長と無限の可能性を支援してまいります。

次に、第2は雇用促進であります。

この柱は、鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋などの新たなインフラを生かした企業誘致を進め、雇用促進に取り組むことを掲げたものであります。

町長就任以来、中山西区用地に4社の企業誘致を行いました。そのうち遠賀ダイキュー、伊藤食品、プレジールの3社につきましては、すでに操業され順調に業績を上げられており、住民の雇用の場としても寄与していただいているところであります。

また、和菓子製造会社の北九食品加工有限公司につきましても、今年の夏までには工場建設が完了し、本格的な操業を始めると伺っており、その際にも従業員などの雇用の場の確保に尽力していただけるとのことです。

また、新たな仕事の創出支援に取り組み、平成27年度は地方創生先行型交付金を活用し、6回にわたる創業セミナー「くらて起業塾」を開催し、13名の受講者のうち7名の方が創業認定の受講修了証を取得されております。

また、小規模事業者経営改善資金利子補給事業を創設し、町内における創業支援や商工業者の経営支援に取り組んでまいりました。

平成28年度以降も引き続き、未利用地を有効に活用しながら、企業誘致を積極的に進め、雇用の場の確保に努めてまいります。

さらに、昨年11月の臨時議会におきましてご審議いただきましたが、旧鞍手南中学校の利活用において、国のクールジャパン戦略に添う形で、サブカルチャーによる「学校まるごとアニメ事業」を地方創生先行型交付金上乘せ交付金タイプ1事業として申請しましたところ、その先駆性が評価され3,750万円の交付金を受けました。

現在、さまざまなイベントを開催すると同時にPR動画の制作やクリエイターの創業支援などに取り組んでおり、交流人口の増加、地域おこしにつながっていることは、国・県、マスコミなどからも注目を集めております。

国の平成27年度の補正予算に基づく地方創生加速化交付金を活用し、平成28年度に、この事業をさらに加速化・拡大化させた「学校まるごとサブカル事業」に取り組み、国内だけに留まらず外国からの旅行者も呼び込む仕組みをつくるなど、まちに賑わいや経済効果をもたらすよう取り組んでまいります。

次に第3は、地場産業の活性化であります。

この柱は、企業誘致を進めていくとともに、商工会やJAとの連携を密にしながら、地場の商店や工業の浮揚、付加価値の高い商品開発と流通ルートの開拓に努め、地場産業の活性化に取り組むことを掲げたものであります。

平成27年度は、国の地域消費喚起・生活支援型交付金を活用して、プレミアム部分をこれまでの10%から20%に拡大し、発行額も平成26年度の約4倍となる2億2千万円分の地域振興券を発行し、商工会と連携を図りながら消費喚起や地域経済の活性化に取り組んで参りました。

また、鞍手町の特産品である巨峰ブドウの販路拡大についてもJA直鞍と連携し、海外への売り込み・PR活動を行って参りました。

平成28年度の海外販路開拓事業につきましても、これまでに得たノウハウを生かし、福岡県や福岡JAグループなどが出資して設立した貿易会社「福岡農産物通商」と協調し、新たな海外販路の開拓を推進していくこととしております。

なお、平成25年10月から武雄市を中心とした日本自治体等連合シンガポール事務所運営協議会に参加し、鞍手町の特産品のPRや販路拡大あるいはインバウンドに努めて参りましたが、一定の成果を得ることができ、初期の目的は達成されたものと判断し、平成27年度末をもってシンガポール事務所運営協議会からは、退会することといたしました。

次に第4は、自然環境と文化財の整備であります。

この柱は、里山としての美しい景観を守り、農・商・工の情報の共有化を図るとともに、本町が誇る自然環境や文化財などを保護し、その魅力の発信により町のPRを行うこととして掲げたものであります。

鞍手町の剣岳公園は、桜の時期には多くの人を訪れる名所の一つでありましたが、荒廃が進み桜の木も枯れるような状態となっておりました。

平成26年度と平成27年度に地元有志の方々のご協力を得ながら剣岳公園の再生に取り組みました。

現在は、以前のように町内を一望できる素晴らしい公園に生まれ変わり、多くの人を訪れております。

また、国の重要文化財である古月横穴の保存整備事業も平成26年度から4年間の計画事業として取り組んでおります。

平成27年度は、横穴保護のための実施設計と工事を行いました。

さらに、県指定文化財である伊藤常足旧宅の整備事業につきましても、平成27年度から3年間の計画事業として取り組んでおり、平成27年度は改修のための基本設計を行っております。

なお、改修工事につきましては、県補助金の関係から平成29年度を予定しております。

第5次総合計画には、これら潜在する町の魅力の発信や自然や文化財などを活用した新たな観光資源の発掘などを行うとともに、シティプロモーションという概念を取り入れ、史跡

だけでなくさまざまなイベントや大会の開催などにより、町を総合的にPRしていき、鞍手町の認知度を上げ、交流人口を増やすことで地域を活性化し、移住定住の促進を図っていきたいと考えております。

以上が、鞍手町を魅力ある、住みたい町へを目標とする4つの柱であります。

次に、鞍手町を老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町へを目標とする5つの柱についてであります。

第1は、地域環境や住環境のインフラ整備であります。

この柱は、誰もが住みたい町とするため地域環境や住環境のインフラ整備を進めていくことが非常に重要であることから、公共下水道の普及促進、治水対策などに取り組むとともに、遠賀川渡架橋の早期供用開始、沿線道路と通学路、六田川、県道直方・宗像線の整備促進などに取り組むことを掲げたものであります。

公共下水道の普及については、着実に取り組んでおり、平成27年度におきましては、山ヶ崎地区と昭和通り地区まで下水道エリアを拡大しております。

平成28年度には、神崎地区と立林地区までエリアを拡大する予定であり、水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

また、県道直方・鞍手線および県道直方・宗像線につきましては、昨年度と同様、それぞれの整備促進協議会などを通じて早期完成に向けて福岡県への要望活動しております。

特に直方・宗像線につきましては、平成27年度、直方市、宗像市および鞍手町の広域連携による直方・宗像線沿線観光マップの作成や物産展及び公共路線バスを活用した交流イベントなどを開催し、県道直方・宗像線の整備の必要性や重要性を訴える取り組みを行っております。

さらに、治水対策におきましては、平成25年度に第1回目の六田川治水対策検討委員会を開催して以降、毎年度開催し、六田川の治水対策に貴重なご意見をいただいております。

平成27年度においても7月に検討委員会を開催し、六田川の治水対策の素案に対し、さまざまな角度からの意見をいただき効率的な排水対策案について慎重審議を進めているところであります。

また現在、都市計画マスタープランの見直しを行っており、今月中には、鞍手町の新たなまちづくりの方向性をお示しいたしますが、この都市計画マスタープランに基づき、平成28年度から用途地域などの都市計画の見直しに着手することとしております。

さらに、空き家対策につきましては、平成27年度、実地調査を実施し、町内の空き家状況の実態把握を行ないました。

平成28年度におきましては、この調査結果をもとに危険家屋については、撤去処分を進め方を整理する一方、利活用可能な家屋については、所有者との協議を進めながら空き家バンクなどに登録を行い、移住・定住者の住居として活用していきたいと考えております。

次に第2は、福祉の充実であります。

この柱は、老々介護、独居老人の問題の解決や男女共同参画社会の構築などのほか、利便

性や安定して継続できる財政負担などを総合的に勘案した、地域公共交通の整備などに取り組むことを掲げたものであります。

平成27年度は、直鞍2市2町が連携し高齢者等徘徊SOSネットワークを構築するとともに、県の「防災メール・まもるくん」の活用により、直鞍地区を超えた広域地域での認知症高齢者等の徘徊行動に対する早期発見、保護ができる体制も整備いたしました。

また、介護保険法の改正により今後は、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が最後まで自立した日常生活を送れるような取り組みに重点が置かれます。

平成28年度は、本町におきましても、地域包括支援センターの人員をこれまでの6人体制から8人体制に増員し、地域支援事業の充実を図るようしております。

さらに、直鞍2市2町で認知症施策総合推進事業に取り組むこととしており、専門職等による認知症の人や認知症が疑われる人への対応やその家族の相談体制を整備することとしております。

さらに、これまでこの鞍手町を生活の拠点として活躍されてきた方々が、この鞍手町で安心して老後を過ごしていただけるよう、60床分の特別養護老人ホームの開設枠を確保しております。

今後は、社会福祉法人の資格を有する開設者の募集を行い、平成28年度中には開設者を選定し、平成29年度中の開設を行っていくよう所要の手続きを進めてまいります。

地域公共交通の継続と充実においては、コンパクトなまちづくりを進める上でも効率よく周辺部の住民をまちなかへ移動させることは、大変重要となってきます。

平成27年度、「スマイルバス」や「もやいたクシー」の時刻表については、中学校の統合に伴い、遠距離通学を余儀なくされる生徒たちに配慮した時刻表となっております。

平成28年度からは、もやいたクシー路線の一部については、スクールバス化し、高齢者などの一般利用者とは分けて運行することとし、スマイルバスや西鉄バスにつきましても関係機関の皆さんのご意見を伺いながら、高齢者や通勤者及び中学生に配慮したより良い地域公共交通体系を構築していきたいと考えております。

次に第3は、医療の充実であります。

この柱は、住民の皆さんが安心して医療サービスが受けられる環境整備に取り組むことを掲げたものであります。

介護保険法の改正により、新たに在宅医療・介護連携の推進事業に取り組むこととなります。

この在宅医療・介護連携推進事業につきましては、直鞍2市2町で連携し平成27年10月から、直方鞍手医師会にて在宅医療・介護連携支援センターを開設し、医療と介護を必要とする慢性疾患などの患者さんを支援する体制を整えております。

また、まち・ひと・しごと総合戦略において安心して出産できる体制整備、支援に取り組むこととしており、平成28年度からは、新たな妊産婦に対して子宮頸がん検診費用の補助を行うこととして関係予算を計上しております。

また、昨年12月議会におきまして、独立行政法人くらはて病院の移転建て替えに伴うくらはて病院整備基本構想検討委員会発足のための関連予算のご承認いただきました。

今月10日に第1回の検討委員会を開催することとしており、平成28年度中の策定を目指し関連予算を計上しております。

なお、現在、福岡県におきまして地域医療構想の策定作業が行われており、その結果によっては、今後のくらはて病院の病床数の決定に大きな影響があることから、この地域医療構想の進捗状況を注視し、整合性を図りながら進めていきたいと考えております。

次に第4は、文化を享受できる環境の整備であります。

この柱は、町内における高速光回線の整備促進などにより、情報を享受できる環境づくりを支援していくとともに、公共施設については、効率的かつ効果的な活用が図られるよう、取り組むことを掲げたものであります。

町内の高速光回線の整備につきましては、平成27年度役場庁舎、中央公民館、歴史民俗博物館及び総合福祉センター内に無料Wi-Fiスポットを整備することとしており、今月よりサービスを開始することになっております。

また、公共施設の効率的かつ効果的な活用においては、旧鞍手南中学校跡地については、「学校まるごとアニメ事業」で創業支援や観光の拠点として活用しておりますが、旧鞍手北中学校のグラウンドとテニス場及び浮州公園野球場については、4月より折尾愛真高等学校のサッカー部、テニス部及び女子硬式野球部に貸し出しており、高校生の体育の向上と健全育成に活用しているところであります。

その中でも本町出身の生徒が主将を務めるテニス部については、本年度の全国高校総体の県大会においてこれまで55年間連続優勝を続けていた柳川高校を破って優勝し、県代表となる優秀な成績を収められております。

第5次総合計画の基本方針にも掲げておりますように「まちに賑わいを」もたらし、「ひとに輝きを」与え、「しごとの創出を」生むような政策に取り組むことで、若者たちが集い、郷土に自信と誇りを持ち、この町に愛着をもって住み続けるようなまちづくりを進めていきます。そして、次代を担う子どもたちにこの鞍手町をつなげていきたいと考えております。

最後に第5は、町の財政健全化であります。

本年度、第5次行財政改革プランの最終年度となるため、平成28年度から始まる第6次行財政改革プランを策定いたしました。

平成23年度から本年度までの5年間、第5次行財政改革プランは27項目の改革項目を掲げて取り組んできました。

しかし、全ての改革項目を達成できたわけではありません。

達成できなかった改革項目については、事務事業として継続実施し、見直し等を行っていくとともに、第6次として掲げた14の改革項目を確実に実施、達成できるよう取り組んでまいります。

特に、公共施設については、今後、老朽化に伴う維持管理費が町の財政に大きな影響を与

えることとなります。

公共施設の維持管理、更新等については、ネーミングライツなどの新たな手法による財源確保を検討しながら、長期的な視野に立って計画的に取り組むこととしております。

活力があり、魅力あるまちづくりを推し進めることと、財政の健全化を両立させることは、大変難しいことですが、鞍手町の文化やさまざまな資源を生かし、企業誘致や地場産業の活性化を図り、自主財源の確保に努める一方で、効率的な財政運営を行うため選択と集中を行いながら、行財政改革をさらに進め、経費削減に取り組んでいく考えであります。

以上、私の2つの目標と9つの柱に沿ってこれまでの取り組みとこれからの町政の運営方針を述べさせていただきます。

ここからは、平成28年度 鞍手町一般会計予算の編成内容の主なものについて述べさせていただきます。

なお、平成28年度より、新地方公会計制度の導入に対応するため、事業別予算とし、予算書の形状もA4横向き縦開きから同サイズの縦向き横開きに変更しております。

予算資料につきましても、詳細かつ解りやすい資料に変更しておりますので、ご参照ください。

それでは、1款 議会費からご説明させていただきます。

1款、議会費におきましては、議員共済会の負担金率が引き下げられたことなどに伴い、平成27年度と比較して594万9千円減額となる9,954万5千円を計上しております。

2款 総務費では、定年退職者数の減少による退職手当の減額や社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修費の減額及び県知事県議会議員選挙及び町議会議員選挙費の減額などに伴い、総務費全体では、平成27年度と比較して9,270万9千円減額となる8億6,727万7千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、乳幼児等医療対策費が6,014万6千円の増額、国民健康保険特別会計への繰出金が3,039万4千円の増額、障害福祉サービス費において各種事業の利用増により、3,706万1千円の増額となったことなどにより、民生費全体では、平成27年度と比較して1億8,229万8千円増額となる26億1,978万1千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、これまでくらはて病院への運営費負担金については、厳しい財政事情から当初予算には、年間運営費負担金の2分の1を計上しておりましたが、本来の予算計上のあり方である総計主義に鑑み、平成28年度より年間総額を計上することに改めたことから、後期分に相当する1億5,025万8千円増額となりました。これにより衛生費全体では、平成27年度と比較して1億5,440万9千円増額となる9億2,922万6千円を計上しております。

次に5款 労働費については、平成27年度と同様に、九州労働金庫預託金1,000万円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費では、引き続き効率的・安定的な農業経営体の育成や先進技術

の導入・省力機械等の整備並びに高収益型の園芸農業の推進を図るため、水田農業担い手機械導入支援事業、活力ある高収益型園芸産地育成事業及び多面的機能支払事業などに取り組むこととしております。

また、新たな特産品となる農産物の開発を推進するため農業後継者育成補助金を拡充して予算を計上しております。

これらの事業費を計上したことにより、農林水産業費全体では、平成27年度と比較して1,670万9千円増額となる2億3,232万9千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、地域経済活性化のため平成28年度も引き続き地域振興券を発行するため、商工会補助金にプレミアム分を計上しております。

また、新たに観光費という予算科目を設け、特産品の販売促進や観光資源の開発などの観光まちおこしのための予算を計上しております。これらにより、商工費は、平成27年度と比較して993万3千円増額となる4,066万3千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、平成28年度、橋梁長寿命化計画に基づき、補修工事6橋、設計委託9橋、点検153橋の事業費を計上したことにより、平成27年度と比較して7,815万円増額となる一方で、下水道特別会計への繰出金については、これまでの下水道整備工事費に財源充当した地方債の返済については、一般会計から繰り出して元利償還金に充てておりましたが、平成28年度からは下水道経営のより一層の明確化を図るため、下水道事業特別会計において資本費平準化債を起こすことといたしました。

それに伴い、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金が5,149万円減額となりました。

これらにより土木費全体では、平成27年度と比較して2,743万7千円増額となる6億7,730万8千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、室木地区に新たな防災行政用無線の整備費や福岡県が設置する防災行政情報通信ネットワーク再整備事業の負担金などにより、防災無線費は1,323万円を計上しております。

一方、直方鞍手広域消防事務組合の給与費において退職手当の減額などに伴い、負担金が減額になったことにより、消防費全体では、平成27年度と比較して3,116万7千円の減額となる3億0,880万8千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、小学校費については平成27年度、剣南、古月、西川及び新延の4小学校の屋内運動場の耐震補強等の整備事業費を計上しておりましたが、平成28年度は、大きな改修工事等がないことから、2億3,930万6千円の減額となっております。

中学校費については、遠距離通学生徒の通学方法を公共交通機関から一部スクールバス方式に変更するため、その事業費で1,178万5千円が増額となったことや部活動のさらなる活性化を図るため部活動助成金制度を新たに創設したことなどにより、802万3千円の増額となっております。

高等学校費では、豊翔館の受電設備の老朽化に伴う改修工事費820万円を計上しております。

これらにより教育費全体では、平成27年度と比較して1億7,523万1千円の減額となる5億4,390万2千円を計上しております。

次に、12款 公債費では、鞍手中学校整備事業費に充当した平成24年度分の過疎対策事業債の据置期間が終了し、本格的な元利償還が始まることなどから、公債費全体では、平成27年度と比較して6,785万3千円の増額となる7億1,203万4千円を計上しております。

以上が、平成28年度の主な施策に対する歳出予算であります。

一方、これに対する歳入につきましては、依然として地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない厳しい予算構成になっております。

自主財源の主なものである 1款 町税は、平成27年度と比較して個人住民税においては、596万6千円、軽自動車税で841万9千円の増額としておりますが、法人住民税においては、1,403万5千円、固定資産税においては、175万1千円の減額となり、町税全体では、140万1千円減額となる16億8,825万8千円を計上しております。

これに対します依存財源の主なものである、10款の地方交付税につきましては、平成28年度の国の地方交付税財源が1兆7,003億円となり、平成27年度とほぼ同額が確保されております。

これにより、普通交付税につきましては、算出根拠の一つである平成27年国勢調査人口の減少による影響も考えられますが、鞍手中学校整備事業費に充てた過疎対策事業債の元利償還が本格的に始まり、基準財政需要額にその元利償還額が算入されることなどから、平成27年度と比較して3,000万円の増額となる19億円を計上しております。

また、特別交付税につきましては、地方交付税財源の6%が維持されたことと、これまでの交付実績を考慮して4,000万円増額となる3億円を計上しております。

これにより地方交付税全体では、平成27年度と比較して、7,000万円増額となる22億円を計上しております。

また、21款 町債におきましては、平成27年度と比較して土木債で300万円、消防費で480万円増額となったものの、4小学校の屋内運動場の耐震補強工事などが完了したことに伴い、過疎対策事業債が5,140万円の減額、そして、地方税の増収などにより地方財政の一般財源が増えたことに伴い、財源保障としての臨時財政対策債の予算が減額となったことから、本町の臨時財政対策債の額も2,300万円減額しております。

これにより町債全体では、6,660万円減額となる5億8,530万円を計上しております。

そして、これら歳入要因をあてても不足する財源4億8,806万8千円につきましては、財政調整基金から繰り入れることにより歳入歳出予算を調製しております。

その結果、平成28年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ70億5,187万4千円といたしました。

これは、平成27年度の当初予算68億9,730万円と比較しますと、額にして1億5,

457万4千円、率にして2.24%の増額となっております。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成28年度当初予算を編成いたしました。

当会期中に提案する関連議案とともにご審議の上、ご協賛賜りたく、以上、平成28年度一般会計予算の提案にあたり、町政運営の基本姿勢と、予算編成方針を申し述べ、日程第28 議案第25号の提案説明といたします。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時10分

再開 14時20分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に、日程第29 議案第26号から日程第36 議案第33号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第29 議案第26号から日程第36 議案第33号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第29 議案第26号は、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金、共同事業拠出等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調製し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億4,612万2千円といたしました。

次に、日程第30 議案第27号は、平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料の減少と保険基盤安定繰入金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,215万6千円といたしました。

次に、日程第31 議案第28号は、平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ54万円としております。

次に、日程第32 議案第29号は、平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会

計予算であります。

本予算は、古月処理分区及び中山処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億7,218万7千円としております。

次に、日程第33 議案第30号は、平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ5,072万7千円としております。

次に、日程第34 議案第31号は、平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして予算総額を、歳入歳出それぞれ1,101万9千円としております。

次に、日程第35 議案第32号は、平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債、過疎対策事業債の貸付け及び金融機関への償還などを主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億5,745万4千円としております。

次に、日程第36 議案第33号は、平成28年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、前年度に続き厳しい経営状況の予算編成となりました。予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,101万1千円に対し、水道事業費用3億5,052万円で差引950万9千円の赤字予算を計上いたしております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入2,214万円に対し、資本的支出1億1,497万8千円で、差引9,283万8千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第29 議案第26号から日程第36 議案第33号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第37 議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第37 議案第34号は、鞍手町道路線の変更であります。

現在、認定路線6号 町道本町・今村線として町道認定しておりますが、福岡県が管理する県道新延・植木線の道路区域変更に伴い、町道本町・今村線の起点を変更するものであります。

以上が、日程第37 議案第34号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 38 議案第 35 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 38 議案第 35 号は、宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更であります。

本規約の変更は、宮若市の普通交付税の優遇措置が平成 28 年度より段階的に廃止となることから、平等割、人口割及び投入量割の率を変更することとしました。

このため、宮若市外二町じん芥処理施設組合規約を変更する必要性が生じたため、変更するものであります。

以上が、日程第 38 議案第 35 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 39 議案第 36 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 39 議案第 36 号は、連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議であります。

本件は、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項に規定する連携協約を連携中枢都市である北九州市と締結するにあたり、同条第 3 項の規定により町議会の協議の議決を求めるものであります。

以上が、日程第 39 議案第 36 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 40 議案第 37 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 40 議案第 37 号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 26 年度及び平成 27 年度固定資産税の課税免除の額の変更であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、既に議決を

いただいております、平成26年度及び平成27年度分の固定資産税の課税免除の額につきまして、納税義務者から課税免除措置を講じていた資産に関し、遡って修正申告が提出されたため、当該年度分の課税免除額を変更するものであります。

以上が、日程第40 議案第37号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを持って散会します。

閉会 14時30分

平成28年鞍手町議会第1回定例会会議録（第2号）						
平成28年 3月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月7日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月7日 午後3時50分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 12人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 1人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯉坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成28年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月7日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成28年第1回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
5番 竹内 利一	<p>1. すまいるバス・もやいたクシー等について (1)今後の運行は。</p> <p>2. ふるさと納税について (1)近隣市町の状況は。 (2)鞍手町の現況と今後は。</p> <p>3. インターチェンジ周辺開発について (1)進捗状況は。</p>	町 長 町 長 町 長
2番 須藤信一郎	<p>1. 西川たぶ木橋^{のき}について (1)町道とつながり供用開始されるのは、いつの時期になるのか。 (2)従来と比較して、大変大きく立派な形であるが、どのような意図のもとに、このような大きな橋が架けられたのか。 (3)一見して町道向かい側の家屋より橋の方が高いように思われるが、高低差はどうなっているか。 (4)町道とつながった場合、大雨時などに水の流れの方向が心配されるが、どうなるのか。 (5)将来的に町道前の家屋については、地上げ等の問題も懸念されるが、どのように考えているか。</p>	町 長
8番 鯨坂 省治	<p>1. ふるさと納税の状況について (1)平成27年度申込件数と総額金額は。 (2)多くの自治体の中から、鞍手町を選び納税していただいた方々の厚意を無駄にしないためにも活用方法について、どのように考えているのか。 (3)ふるさと納税を今後増やしていくために、どのような検討をしているのか。</p> <p>2. 子どもの貧困対策について (1)子どもの貧困対策の考えは。 (2)就学援助制度の周知は。 (3)現在の就学援助入学準備金では、制服も買えない現状について改善の考えは。</p>	町 長 町 長
4番 宇田川 亮	<p>1. ゴミ袋料金の引き下げについて (1)じん芥組合の組合長、副組合長は、「ゴミ袋料金が高すぎる」という認識はあるのか。 (2)起債償還が平成29年度に終わるという有利な条件もあるが、ゴミ減量化の具体策も含めて料金引き下げの本格的な論議を開始してほしいが。</p> <p>2. 国保の広域化について (1)国保の財政運営は、構造的課題（高齢者の割合が高く、低所得者が多い）に起因しているため、運営主体を広域化にしても、解決するものではないという認識は。 (2)2018年度に向けて、国保会計の健全化をどうしていくのか。 (3)保険者支援制度の拡充で、北九州市は一人当たり5千円の保険料を引き下げたが、鞍手町でも負担軽減を図るべきでは。</p>	町 長 町 長

平成28年3月7日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、すまいるバス・もやいたクシー等についてということで、今後の運行について質問をさせていただきます。

鞍手町の公共交通であるすまいるバス・もやいたクシー等は昨年開校した鞍手中学に合わせて、バスの台数や時刻表等を大幅に変更し、運行されていますが、1年経ち町民の方々や通勤通学で利用される方からいろいろなご意見やご要望を受けていると思います。

私の耳に入っているだけでも八尋地区から木月工業団地に通勤する際のバスの継続、乗り継ぎがなくて困っている。買い物に不便、また、鞍手中学の通学で帰りのバスのことですが、5時間授業や45分授業とか、また、中間、期末テストの時などはバスの待ち時間が1時間から1時間半あるなど、いろいろ私の耳に入ってきております。

来年度の運行にどの程度反映されているのかお伺いいたします。

町長に答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

運行時刻等の見直しについて、これはプロセスになるかと思しますので、まず担当課の地域振興課の課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

すまいるバスやもやいたクシーの運行時刻やルートにつきましては、現在毎年見直しを行っております。

今年も広報等で既にお知らせをしておりますが、4月7日から新しい時刻ルートで運行を開始する予定にしております。

ご指摘のように見直しに当たっては、一般の利用者、それから中学生が共に利用していることもあり、現在の利用状況や一般利用者及び中学校からの意見、ご要望を踏まえながら、また更にバスを運行委託しております西鉄バス筑豊株式会社からの専門的なアドバイス等を聞いて素案を作成し、それを学識経験者や住民代表、交通事業者、道路管理者、警察等々で組織しております地域公共交通会議の場において協議し、決定をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内利一君

来年度、今地域交通会議等々で作られていると言われましたけれども、かなりの不満、要望等々あったと思います。それがどの程度活かされているかというのはバスの時刻表や運行をしてみないと分からないところもあると思いますけれども、今後は反映を、皆さんの意見をよく聞いてやっていただきたいと思います。

また、スクールバスを今度運用するという事で予算とかが上がっていますが、スクールバスの場合、要望とか苦情とか、そういうものがあつた場合、所管はどこになるのか、そこら辺をはっきりとさせていただきたいと。

それからまた、どの程度融通の利く運行をされるのか。スクールバスという名前になればある程度融通が利くのではないかなと皆さんがそのように思われると思いますので、どの程度融通が利くような運行をされるのか、その辺の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

学校教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。スクールバス化を28年度からこのようにしておりますが、まず、このスクールバス化につきましては基本的に、これまでもやいタクシーで通学しておりました長谷線及び上木月線に対応するものでございまして、現在のところは他の路線の生徒の通学には利用することは考えておりません。

いろいろ要望とか苦情等につきましては、スクールバスでございまして、教育課の方が今後そういうことについてのお話をお伺いするということになります。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内利一君

ありがとうございます。もやいタクシーの代わりにスクールバスということですので、名前はスクールバスということで、おそらく皆さん勘違いされて、いろんな部活の遠征とか、部活が遅い時の場合の送りだとか、いろんなそういうものに使えるのではないかとというふうに勘違いされる場合があるのではないかと。実際に勘違いなのか、スクールバスというのはそういうものなのかというのがはっきりと、今後またいろいろなご意見等が出てくると思います。

現在、先程言ったように5時間授業とか、45分授業で3時代のバスがないのです。だから1時間から1時間半待つという子どもたちが多々あります。それから中間、期末テストの時、学校の要望で何時くらいにしてくれというバスの要望があつて、その時刻に臨時バスとか、そういうものを出されていると思われまふけれども、おそらく乗り手は少ないと思われまふ。というのはこれも1時間から1時間半待たなければいけないという状態が続いておりまふ。

学校の言っていることと、学校が話をして臨時便を出してくれと言つて、生徒たちが1時間から1時間半待たなければいけないと。そしたら皆さん歩いて帰る人、親に迎えにきてもらう人、多々あつてスクールバスというか、もやいたクシーというか、おそらく利用者は少ない。これは先般補正予算で上がつてきていましたけれども、学校教育の方から予算が返つてきていました。利用者が少ないということで。実際は乗れないというか、1時間半待つてまで乗らない子どもたちが多いもので、親が迎えに行つたり、歩いて帰つたりするからこそ乗らない。だから予算が返つてくるというような、そういうものでもあると思ひまふ。

今後、もっと見直しを、今回どれくらいの見直しをされたか今から検討していきたくと思ひまふが、もっと見直しをお願いしたいと思ひまふ。

そこで町長にお伺ひしますが、今回改正されました運行で、今後様々なご意見や要望が出た場合、年度内でも再度変更することが出来るかどうか町長にお伺ひします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。今おっしゃつたようにご要望があつたりした場合には、出来るだけ早い変更というのは心掛けたいと思ひますけれども、どうしても、例えば何か問題があつたからと言つて必ずしも全員がそうではなくて、中には良くなつた人もいるわけです。ですから先程言ひました地域公共交通会議という場において協議し検討していくということですので、今のところ見直しについては最低でも1年間やってみて、その中での見直しというふうには考へておりまふ。

もう1つは、どうしても今回の改定の中心が学生ということもあります。それは今の状況ですと通学バスの対象になつた子どもたちの数が変わっていきます。毎年卒業したり入学したりして。それも加味しながらバスのルートを考へていますので、今回のように4月7日と新しい年度の始業に合わせての改定というのが、今後やっていくのではないかなと考へておりまふ。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

出来るだけスムーズに、例えば10月にもう1回出来るとかですね。いろいろ苦情が多い場合ですね。これで良ければいいのですが、今後、町民の皆さんの利用がもっとしやすくな

るように。そうすれば利用客も増えると思いますので、よろしく申し上げます。

次にいかせていただきます。

ふるさと納税について、多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っております。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれた故郷の自治体には税収が入りません。

そこで今は都会に住んでいても自分を育ててくれたふるさとに自分の意志でいくらかでも納税出来る制度があっても良いのではないか。そんな問題提起から始まり、多くの議論や検討を経て、生まれたのがふるさと納税制度です。

そこでお聞きしますが、近隣市町村の状況、また、鞍手町の現状と今後についてお聞きします。

町長答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、現状と後データの的なものがございまして政策推進課長にとりあえず答弁させます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。まず近隣の市町村の状況でございます。これは平成27年9月末現在で総務省が公表している数字でお答えしたいと思います。

まず、直方市が232万円、宮若市が224万円、宗像市が8,591万円、中間市が55万円、小竹町が303万円、遠賀町が20万5千円、芦屋町が157万9313円、水巻町が125万円、岡垣町が52万円という近隣の状況でございます。

それから本町の現状でございますが、平成28年2月末現在でふるさと納税額は55件、額が128万2千円となっております。

このふるさと納税をしていただいた方々につきましては、返礼品といたしまして3千円相当の物で町の特産品であります巨峰、いちご、卵の3品の中から希望していただいた物についてお送りしているという状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ありがとうございます。ふるさと納税は3つの大きな意義がございます。第1に納税者が寄付先を選択する制度です。選択するからこそ、そのその使われ方を考えるきっかけとなる制度である。

それは税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会になりま

す。

第2に、生まれ故郷は勿論、お世話になった地域にこれからまた、応援したい地域へも力になれる制度であること。それは人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

第3に、自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは選んでもらうに相応しい地域の在り方を改めて考えるきっかけに繋がります。

更に納税者と自治体がお互いの成長を高め、新しい関係を築いていくこと。自治体は納税者の志に応えられる施策の向上を、また一方で納税者は地方行政への関心と参加意識を高める。いわば自治体と納税者の両者が共に高め合う関係です。一人ひとりの貢献が地方を変え、そしてより良い未来を作る。全国の様々な地域に活力が生まれることを期待していますということで、ふるさと納税で日本を元気に。以上が理想ですし、ふるさと納税の本来の趣旨です。

しかし現段階では各自治体が返礼品と称して特産品、これを商品として競い合っているのが現状ではないでしょうか。

消費者なのか納税者なのか分からないところが出てきているのが現状ですと私なりに思っております。

私なりにフェイスブック等でアイデアや、ご意見を募りました。そして例で上げさせて頂きます。

30代の女性。どこの自治体も返礼品がヒートアップしているのが現状みたいです。

幅広い年代用の返礼品が良いのではないのでしょうか。子育て世代におもちゃ、育児用品を取り入れる。20代、30代、40代には人気のダイエット機具等、特産品だと鞍手町では卵とぶどうしか思いつきません。40代の男性、鞍手町のホームページを先程確認しました。ふるさと納税とのお返しという在り方が、地元出身の方とお返しの地元生産者さんと、町の税収という三者にとって良い在り方ならば是非魅力的な制度充実を目指したいですね。確認したお返し品はどれも魅力的でした。このお返しに足すことが出来るならば、ゆるキャラのぬいぐるみが欲しいですというご意見です。

可能ならば仮称で例えば、くらてくん、くらてちゃん等町自体のゆるキャラと人形の作成もいかがでしょうか。

くらてくん、くらてちゃん人形プラス、巨峰やお米等々、例えば遠く離れた方も町のゆるキャラがあれば故郷を思い出してくれる機会が増えるのではないのでしょうか。また、そのお子さん達がぬいぐるみで遊ぶことを考えると、故郷としても嬉しいところではないでしょうか。

ふるさと納税のお返しは、一度に消費される名産、食べ物と共に末永く故郷を意識してもらえるぬいぐるみ等にする案が必要と思います。

毎年納税してもらうにはくらてくん、くらてちゃんの人形の干支バージョンを作って集めるのも楽しみではないのでしょうか。そういうご意見もいただきました。

鞍手町のその他に歴史、名所等の本等も作成して、そういう返礼品にしたらどうかと。そういうご意見もあります。

先程、数字を言っていただきましたが、まだまだ頑張れる、宗像は8,500万、近隣で言えば直方市は230万円、宮若市が224万円、小竹町が330万円。

私もふるさと納税のサイトでいろんなものを見ましたけれども、小竹町は頑張っています。すごい量のふるさと納税の返礼品があります。

鞍手町の場合は今のところ3つですかね。それもぶどう、苺は季節になると送るというようなやり方で、それでも今は128万円、これはもっと出来るのではないかと思います。

それから数字的に言うと、例えば128万円ふるさと納税でいただきました。実際に本来の意味というのは都会の人がどんどん田舎から買っていただいて、そこに返礼するというのが一番理想の世界ですけれども、実際鞍手の人も他でふるさと納税をしていらっしゃる方もいると思います。

その差額、直近で今年では分からないと思いますが、対26年度とかでは入ってきたのと、税額を免除した分と数字が出てくると思います。その辺、分かればよろしくお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。平成27年度の決算統計の数字から申しますと、平成27年度の決算統計での実質は平成26年度中になります。この26年度中にふるさと納税で町内から他の市町村にふるさと納税をされて控除を受けられた方は20名いらっしゃいます。その内の控除額は21万1千円という形になっています。ただ、この影響額につきましては、交付税措置、交付税を参入する場合に基準財政収入額の方でこの部分は税額としてこの収入は計算するのですが、その内の元々が基準財政収入額を計算する時は、税の内の75%が基準財政収入額に参入されて、25%は留保財源という形になります。この25%の分に相当するものが、この控除額につきましてもこの21万1千円の内25%は留保財源となりまして、この部分については全く交付税措置もされませんし、返ってこないという形になります。額にしますと端数処理の関係もありますが、約5万2千円相当が鞍手町には財政的には影響があると。入って来なかったという額になります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

実際に26年度の収入は先程とは数字が違うですね。お願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

26年度のふるさと納税の収入額は118万円というふうになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

余り細かく言いたくないのですが、118万円ふるさと納税が26年度あったと。実際返礼品で輸送代とかそういうものを差し引いた場合どの程度の上がりとはおかしいですが、どの程度になるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えします。正確な数字は持ち合わせておりませんので、正確な数字は申し上げられませんが、118万円のふるさと納税の収入につきまして約、鞍手町の場合は金額の多寡に関わらず1件当たり1万円を超えた場合につきましては3千円相当の物を返礼品としてお送りしていますので、件数的には118万円の内、件数は56件となっております。56件に3千円を掛けまして、返礼品のお返し相当額が16万8千円、それとこれとは別に送料が掛かります。送料につきましては近隣の市町だったり、北海道という所もあります。これはしていただいた方の市町村によってそこは異なりますので、仮にこれを含めまして送料も含めて5千円相当とすれば51件で28万円くらいの返礼品の費用になると。それから先程の5万2千円相当を足しまして118万円で、実質的に84万8千円、約85万円程度が町にとってはプラスの財源になったということになると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ありがとうございます。これがもっとももっと増やさないと、財政が厳しいといろんなところで聞きますが、ここも1つ増やす部分ではないかと思えます。

小泉政権の後、企業、大企業、中小企業とも弱肉強食の時代に突入しました。これからは各自治体が競い合っていく。先程も第1、第2、第3のところでありましたけれども、各自治体も競い合っていく。自治体も弱肉強食の時代ではないかというふうに思われます。

ふるさと納税等をもっと活用するためには、役場内部の考えだけでは難しいのではないかと。やはりちょっと商売ぽいところもなきにしもあらずで、広報やホームページ等で多くの町民の皆さんや起業家等から斬新なアイデア、ご意見を募り、我が鞍手町の未来を作っていかなければいけないと考えます。

町長のお考えをよろしくお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まず、ふるさと納税につきましてですが、竹内議員さんがおっしゃるように、何か返礼品の競争合戦になっているようなところを私もそれは感じております。

ですがただこれだけは言わせていただきたいのは、やはりうちも農業者が作った良いものというのは、やはり前面に出して押し進めていかなければならないといのも行政の立場としても1つあります。それはそれで、きちんとした形で広めて行きたいという思いがございます。

それともう一点は、今申しましたように競争合戦にならないようにということで、いろいろなアイデアを今考えております。

これは1つのアイデアですけれども、くらで学園南中学校を利用してやっております。その中に今回、昨年の年末に3,750万円の国から予算をいただきました。これでソフト事業としまして、3Dプリンターを、工業用の精密な3Dプリンターを導入するようにいたしました。これで例えばUSBでデータを入れると、3Dのフィギュア、人形を作ったり出来るのです。そういうものの権利、つまり納税をしていただいたら自分のUSBを送っていただければ、そのデータによって貴方の好きなフィギュアをお作りしますよと。著作権はこちらに置いていて、そういうソフトの件もやっていきたいと。

それともう1つは、そういうことを入れたことというのは、1つは工業関係の発展にも寄与すると。例えば工業をされている方で、金型でそれを金属で作ったりとか、金型を作るだけでも莫大な試作品だけでもかなりお金が掛かるらしいのです。それを例えばデータを入れて3Dプリンターで金型を作れば安価で容易く出来るということ。これを利用してもっと工業に発展をして頂くというようなことも出来るのではないかと。そういうことにおいてもふるさと納税を利用出来ないのかと、そういう面も考えております。

また、ヤフーのオークションなんかには、例えばご自宅にいろんな物を持たれていて、これをヤフーオークションに出品したいよと。だけど出品するというのは写真を撮って、アップして、そしていろんな文言を書いてももの凄く面倒くさいのです。例えば役場が出来るかどうか、これは法的に調べなくてはならないのですが、役場が代行するなりやって、そしてそれで例えば30万円で落札しましたよと。そうなった時にその2割分はふるさと納税として、手数料とは言えませんのでふるさと納税をしてくださいよ。というようなそういういろんなアイデアは今考えております。

逆に、もし議員さんの皆さん方でいろいろアイデアがありましたら是非お知恵を貸して頂きたいなと、そのように思っております。

それと次の人材のことと、それと色々なアイデア云々という竹内議員さんの話がありましたけれども、まさしくこれは現在昨年度から実際にやっております。とりわけ地域振興課の部署というのは即戦力になるような人材を求めていますので、新職員をそこまで育てるというのはなかなかプロ的なもの、竹内議員がおっしゃっていたように、商業的な考えも導入したらどうですかということでもありますので、そこまでスキルを上げていくのはなかなか時間が掛かりますので、それだったら私も同じ考えで間に合わないと思っております。で

すからそれなりの部署、現場でやられていたプロフェッショナルを例えば委託契約をやるとか、その雇用形態はこちらに置いておきまして、そういう形で即戦力になるような方を入れて、そしてアイデアを出して進めて行こうと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君。

町長もいろいろと考えられているということです。今後もっともっとなんて。1つは昨年まではふるさと納税するのも役場まで来なければいけないと。決済の方法は少なかったということで、来年度に向けてはその辺も変えられるのではないかと思います、その辺ある程度先が煮詰まっていればお答えを願います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

納税手続きの今議員がおっしゃったようにもっと簡素化して、完結出来るようにインターネットを利用して、その中でクレジットで納税が出来るというようなシステムもあるみたいですので、そういう形でインターネットを通じて、そこで納税が完結するというシステムを28年度からは導入を考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ありがとうございます。実際にふるさと納税のサイトとか、こういうサイトがありますが、これは手数料を結構取るのです。それこそ楽天市場とかと一緒に納税があった分の10%とか12%とか、そういうものがあるはずですので、こういうサイトを使うのもまた、今の状態では厳しいかなと。もっと品数が増えるなり、納税が増えるなり、そういうふうに関今後進めて行って頂きたいと思われま。

それでは次に行かせて頂きます。インターチェンジの横の立林地区というか、本村地区の開発について、昨年議員懇談会でインターチェンジ横の開発を報告され、早ければ来年、今年の1月ぐらいから開発が始まるというような報告をされていたと記憶しております。

しかし今のところ動いた形跡があまり見えない。噂では今年の作付け料の支払いはもう終わっていますというようなことで、今年作付けしないでくださいと、開発しますからということで、そういう話は聞いております。

そこで今後の見通し、進捗状況をお聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

昨年私が6月の定例議会の後で全員協議会を開かせて頂きまして、この件の報告をさせて頂きました。その後の進捗状況は担当課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えをいたします。

鞍手インターチェンジ周辺開発の進捗状況ですが、結論から申しますと今竹内議員がおっしゃったように、先の全員協議会でご説明した内容から大きくは前進しておりません。全体計画面積の内、先行して事業実施可能な12万6千平方メートル、約3万8,200坪につきましては、地権者との土地の売買契約が完了しておりますが、現在事業主体である合同会社鞍手中山開発が中心となり、物流関係事業者等と進出について調整を行っている。これが本年1月くらいには青写真が出来るというふうに私どもも聞いておったのですが、まだ開発用地の場所が企業にとって適切かどうか、その辺の調整、それから雇用の確保が出来るかといったものが、これは複数事業者が関わっておりますことから、今慎重に検討されているというふうに先方の開発会社には確認をとっております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ほとんど進んでないのかなといったところでしょうけれども、今の世の中インターチェンジが出来たからといって、即開発というような感じはなかなか難しい時代かなと。ましてははっきりと言って、今鞍手町に物流拠点を置くというのは、またあるでしょうけれども、商業施設なりそういうものが来るのも、トライアルの話もありますけれども、なかなか難しいかなというようなところがあります。

実際、民民でやっていることですから行政がどうしろ、こうしろ、ああしろというのはなかなか難しいところでしょうけれども、折角3万8,000千坪くらい開発をされるということですので、今後もっと先の見通しの出来るような、そういうところが集まって来て頂ければというふうに思います。

実際、インターだけでは難しいのであれば、例えば新幹線駅が出来るとか、そういう話になればここもあつという間に埋まってしまわないかなと、そういうふうに思いますが、町長どうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

議員がおっしゃいますように、これは民民の話ですから余り行政がしゃしゃり出てというのは、逆に出来ないところもございます。

ただ、私としてはやはりここの開発いかんによっては、竹内議員もいつも押し進められています新幹線の筑豊駅、これも僕は不可能ではないと。逆に鞍手の発達いかんによっては筑豊新幹線駅が可能であると私もそのように、同じ思いだと思っております。

私もこのインターチェンジ横の土地に関しましては、別にじっと指をくわえて見ているわけじゃないのです。実はいろんなところで、裏で動いてはおります。先だって山本華代さんのついで福岡である方とお会いさせて頂いて、話を今いろいろ勉強会をやったのですが、その中では1つ言われていたのが、今の田んぼと後ろに山がありますよね、あの状態の現状のまま例えば企業さんにお声を掛けるといのはなかなか町長厳しいでしょうねと。それは何故かという、やはり造成したり、例えば中に水路がありますので、あの水路の移設ですね。ど真ん中を走っていますからあの裏に通すとか、前面に通すとか、そういういろんなことをやらなくてはならないということになると、やはり総合計画的なことをプロデュースやっついていかないといかんということになると、やはり1企業が来るにはちょっと何も手を付けてないものですから厳しいでしょうと。出来れば町長、あそこは粗造成でもいいからきちんと造成して、水路等もきちんとやられたらもっと企業が飛びついて来ると思いますと、そういう勉強会の中ではそういう意見も頂きました。じゃあ粗造成を誰がするのかということになるかと思えます。その辺も今いろいろ考えてはおるところでございます。今はそういう状況です。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

いろいろ問題はあると思えます。確かにあのままでは誰もきてが少ないかなと。粗造成するにしても町がするというわけにもなかなかいかんことで、それはちょっと難しいでしょうから。民民のことですからね。

かといって民民ですから粗造成しなさいと言って、して来なかったらどうするかということもありますから、その辺は難しいと思えますが、まあ、出来るだけ早い内にあそこが活用されるように努力して頂きたいと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

次に2番議員 須藤信一郎君の質問を許可します。

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

西川の改良工事についてですが、昨年3月西川のたぶ木橋が架け替られまして、西川に架かる橋としては随分立派な橋が架けられて、橋の部分が完成して丁度1年になりますが、まだ町道と繋がっておりません。通行止めの状態のままになっております。この橋が町道と繋がりが運用されるのはいつ頃になるのか、まずお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

この件に関しましては担当課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。たぶ木橋の工事は福岡県が行っておりますので、県の方に確認いたしましたところ、運用される時期につきましては、工事について周辺の家屋の了承が得られれば完成の時期は平成28年9月頃を予定していると県より報告を受けております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

28年の9月ということですが、予算等の都合により、そのところは進展していくと思いますが、今から約5～6年前のことになりますけれども、県の土木事務所より八尋地区の住民に連絡がありまして、西川の将来像について話し合いたいということで、説明会が催されました。

セブンイレブン前の小木橋の辺りから室木の味良ラーメン辺りまでを、将来河川敷公園化して人々の憩える河川を作りたいという計画のお話でした。従って地域の方からもどのような河川敷公園にしたいのか、ご意見を伺いたいということで会議が催されました。

公民館に参加された方々が幾つかのグループに分かれて話し合いがもたらされましたが、グループ毎に意見をまとめて皆の前で発表をして意見交換をいたしました。その後、暫くして県の土木事務所の方から地域より出された意見を参考に、河川全体をイラスト化した絵図が描かれ紹介されました。

なかなか楽しい絵図が出来上がっているように思われます。この絵図は現在でも公民館に掲げられています。今回の立派なたぶ木橋の完成も、この河川敷公園化に伴う工事の一環かと思えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

通告の内容とずれているかと思しますので、私はそこまでは把握していませんが、ここは実は町ではなくて県土木の方でやっておりますので、実は今日須藤議員さんの答弁も県土木の方に尋ねまして、そして建設課長に答えさせているような状態で、実質県が直でやっておりますので、今のお話も私がここで答えるというのはいかがなものかなと思いますので、差し控えさせていただきます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

ちょっとお分かりにくい点があったかなと思われますけれども、橋としては大きく立派な橋が出来たことは歓迎されるべきことなんでしょうが、これについては問題点もあるように思われます。

橋が大きいため、また、増水時に川の流れが橋に架からないようにするためか、従来の橋の高さに比べてかなり高くなっております。町道を挟んで橋の向かい側には家屋が2軒ほどありますが、橋から町道までの高低差が60cmほどあり、橋桁の方が高くなっております。

また、一見して家屋の玄関口より橋桁の高さの方が高いようにも思われます。この高低差は設計上どういふふうになっているのか、お分かりであれば教えて頂きたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

議員が言われましたように高低差につきましては、現況の道路に比べて60cmほど橋梁の方が高くなっております。それで県の方では、この高低差のままだと道路をすりつけますと向かい側の家屋の方が町道との境が20cmから60cmほど町道側の方が高くなって、家の方が沈むような形になりますので、少しでも高さの差を小さくするように、取り付け道路の計画の見直しを現在行っておると、そのように県の方から報告を受けております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

現在では町道と繋がっておりませんので、これから先の工事のことになると思いますが、現在のままで、もし工事が行われた場合、大雨等の場合、仮定ではありますが、橋から玄関方向へ水が流れることになると思われます。最近では予期せぬ集中豪雨等もありますし、鬼怒川等の例もありますように雨の状態も尋常ではありません。実際に工事が完成し、運用された後でないと分からない点もありますが、現在の工事状況には不安を抱かざるを得ません。この先工事が進んでみないと分かりませんが、町道前の家屋については、状況的には将来的に家主が地上げ等の問題を起こされる可能性もないとは言えません。そういう問題が起こった時にどのように対応されるのかお伺いしたいと思います。

まず、工事の見直しをされるということでありましたが、この点については話し合いが前の住民の方と持たれた折りに、橋の中央部は高くされてもよろしいが、道路に面する部分については出来るだけ低くして頂きたいというような要望も出されたようであります。

県の方の話では設計図がこうなっているからということで、あまり聞いてもらえなく現在の橋がそのまま出来上がっている状況でありますけれども、県の方の話ですので町の方との

連携と言いますか、話し合いはどうなっているか分かりませんが、前の道は町道だと思いますので、これを連結する場合に今後どのように考えていくのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まず、私からもたぶ木橋の前の住民の方、そしてそのお隣の皆さん方にはご不便をお掛けして本当に申し訳ないと思っております。お詫びを申し上げたいと思っております。

実は今日私朝に県土木の所長とも電話で話をさせて頂きました。どうなっているのですかということで話しましたところ、県も当初の計画からどうも計画が変わったみたいなのを言っていました。

所長が一昨年代わられて、その前が庄司所長で、あれは計画段階では庄司所長さんの時代からの計画で途中から今の久木田さんに代わられたのです。今日私が電話したのはその久木田所長さんにどうなっているのですかとお尋ねしたのですが、久木田所長も当初から何故そのように計画が変更になったのかというところ、私が尋ねても県土木自身も疑問のようなことを言われたものですから、それは困りますばい、ちゃんとやってくださいと言ったことで、それこそ朝話をさせて頂きました。

今週の金曜日、11日塩川県議と県土木の所長と副所長が私のところに来るようになっておりますので、この件はその時にもう1回詰めの話をやっていきたくとそのように思っております。

今のところ県が主体でやっていますので、私がここでこれ以上どうのこうのとは、私が知り得た情報をお話申し上げたわけです。これぐらいしか情報はございません。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

今後、町道の方に橋が連結されるような事態が生じた時には、近隣の方々の迷惑にならないように町長も1つ是非のその辺のところ考慮に入れてお願いをしたいと思っております。

河川敷公園の問題については、よく分からないというような感じでしたけれども、この点については町の方に話があるのでしょうかどうかどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

今、質問議員が言われました河川敷公園につきましては、私の方は伺っていませんのでお答え出来ません。申し訳ございません。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

5～6年前の話で約10年を掛けてというお話で、地域にお話がありましたので、町の方にもそのような内容のことが入っているのではないかなと思いましたが、話がよく伝わっていないということで、今回の問題は橋の高さの問題ですので、是非その点を考慮されて円満に地域の方と解決されますようにご尽力頂きたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で須藤信一郎君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯉坂省治君の質問を許可します。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

通告に従いまして質問いたします。

ふるさと納税については、竹内議員が質問されましたので、解答されたところは省きます。

平成27年度の申込み件数と総金額は先程言われました55件の128万円ということでもあります。

隣の小竹町では、平成26年度に300万円ほど上がっていますが、その中に町内の方でも12件程納税されております。ふるさと納税で税金の他に納税されている方が12件程あります。

鞍手町の方もそういう呼びかけをされる、町内の方は何件かということが分かれば教えてください。町長お願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成26年度で、町内の納税者は4件あっています。平成27年度2月末現在で3件ふるさと納税の件数があります。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

隣の小竹町に比べまして納税の件数が少ないということです。ふるさと納税が鞍手町は100万に対して小竹町は300万、件数につきましても3件、4件という小竹町の3分の1程度になっております。

町を愛する気持ちがあるのは小竹町の住民の方があるのかなと思われるのですが、もう一度町民の方にも喚起されて、ふるさと納税は町民の方でもできるということをやっていた

きたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり当然町内の方でもできますので、その辺のところは、もっと広報をやっ
て行きたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

次のふるさと納税の活用についてです。

鞍手町では、事業内容では道路整備から社会福祉まで31項目ほどふるさと納税の分を事
業として上げておりますが、多くの自治体の中から我が町を選んでいただいて納税してくれ
た方々の好意を無駄にしないためにも、活用方法については収入の一つと捉えるだけでなく、
活用方法についてはどのようにお考えか、町長にお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

鞍手町のふるさと納税の活用につきましては、鞍手町ふるさと寄付金要項というのに基づ
きましてその内容は規定されていまして、寄付金を財源として実施する事業は4事業ござい
ます。1つ目が、便利で快適なうるおいのあるまちづくり。

2つ目が、地域の特性を生かした活力あるまちづくり。

3つ目が、豊かな心と個性を育むふれあいのまちづくり。

4つ目が、一人一人が安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくり。

以上の4点の事業の内のいずれかを選択していただきまして、そこにされた方につきまし
ては、その事業にこの事業費を充てる。それから、指定されない場合は、町長が別途その指
定については町長が用途を決めるというような流れになっております。

歳入上では、ふるさと納税は一般財源という形になりますので、指定された分野の事業分
野の一般財源に溶け込んだような形となっておりますので、予算計上上では明確にこれを表
示されているかということにはなっておりません。但し、平成24年度までにつきましては、
これまでふるさと納税をしていただいた金額につきましては、そこに、それぞれの希望され、
選択された事業に充てておりますというところをホームページ等で公表しております。

ただ、平成25年度以降、これができておりませんので、これにつきましては、遡って2
5年、26年、そして27年度も確定しましたら公表して行きたいというふうに思っており
ます。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

一応、その4つの中から納税者に選んでいただくということで、選択の部分があるということですね。分かりました。

次に3ですが、ふるさと納税を今後増やして行くために、どのようなことを検討されていますかということですが、先程竹内議員も言われました。どうしても鞍手町のふるさと納税の金額が横ばい状態でなかなか上がってきません。

全国で見てもかなり高額なふるさと納税の地区があります。その中でも、近くでは平戸ですね。海産物が可成り多いのでかなりの金額が上がっております。

北海道の上士幌町は人口5千人ほどの小さな町です。その町で平成26年度は6億以上のふるさと納税が上がって来ております。その1つはブランド肉、今のふるさと納税で一番人気があるのはブランド肉、そういうのが上位に上がって来ます。

やはりインターネットを使ってネットワークが多く繋がっていないと、その町のふるさと納税を知ることができません。

先程も町長が言われました、いろいろな面で今からされて行くと思うのですが、やはりインターネットを活用できない自治体はそれなりに低い金額しかありません。今から先はインターネットをもっと活用されて、そこのところをよくされて、していただきたいと思います。町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

いま、鯨坂議員さんがおっしゃいましたように、やはりインターネットの発信力というのはもの凄いものがあるかと私もそのように感じております。ですから、ホームページの入り方、導入の仕方とか、そしてホームページをもっと分かりやすくするとか、そういったいろいろな部分においてもうちちょっと手を加えて行きたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂 省治君。

○8番 鯨坂 省治君

次に移らせていただきます。

子どもの貧困対策についてです。子どもの貧困対策は、今テレビでもよく言われています。

厚生労働省の調査では、平成24年に16.3%で過去最悪となり、17歳以下の子どもの6人に1人、300万人あまりが貧困状態にされています。

中でも深刻なのは母子家庭、一人親世帯の子どもで貧困率は54.6%、2人に1人を超

えています。今も子どもで貧困率は悪化しています。貧困は子どもの学力にも影響します。

塾に通えたくても通えない、学習面で不利な状況におかれ学力が身につかずに、高校を中退する生徒や大学進学を諦める生徒が数多くいます。そのことは就職にも影響し、生まれ育った家庭と同じような経済的に困窮する貧困の連鎖を生む恐れがあります。

日本は、所得が低い人達の社会保険料や税の負担が大きいにも係わらず、子育ての負担を減らすための社会保障の給付がやはり海外に比べて少ない。日本は、こうした社会保障の在り方を見て、国が低所得者に本気で取り組まない限り、子どもの貧困は解消されないと思います。子どもの貧困は虐待や不登校、非行などさまざまな問題に繋がるおそれがあります。子どもの将来に大きな影響を与えるからこそ、深刻化する前に支援の手を差し伸べるのが必要ではないでしょうか。子どもの貧困対策について町長にお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず概略も含めましてお話を申し上げたいと思います。

現在、日本に於ける子どもで貧困率は、平成24年に16.3%で過去最悪となっております。高校生以下の子どもの約6人に1人が、実に300万人を超える子どもが貧困状態にあると言われております。

この数字は、先進国の中でもかなり高い数字でありまして、OECD、経済協力開発機構、これは世界で34加盟国あるのですが、その中でもワースト10に入る程深刻な状況であるという状況でございます。最近ではメディアにおいてもこの問題が多く取り上げられておるのは、私が言うまでもないかと思っております。

本町におきましても、具体的な子どもの貧困率に関してデータは、今のところはございませんけれども、生活保護世帯に於ける高校生以下の人数は103人で、また小中学校において就学援助を受ける準要保護者は236人となっております。両者を併せるだけでも相当数の子どもが貧困状態にあると言えます。

また、近年では、児童扶養手当の受給者の増加、いわゆる一人親家庭が増加をしており、その世帯に於ける高校生以下の人数は、現在358人に上っております。一概には言えませんが、経済的なものを含め生活が厳しい状況にある子どもが増えていることには間違いがないのではないかと、そのように思っております。本町といたしましても、何らかの対策が必要であると感じているところでございます。

ご質問の子どもの貧困対策についての考えといたしましては、私は、一番重要なものは何度かここでも申したことがあるかと思いますが、私はやっぱり教育が一番であるとそのように考えております。それと先程議員がおっしゃいましたように、学力と所得は比例する相関関係にあると私も承知をいたしております。

学力の向上が所得の向上に繋がるということ、これがやはり調査結果では出ているみたいですので、ですから新年度予算におきましても、各小学校の学習アシスタントの授業や教育指導

員の配置継続、そしてスクールソーシャルワーカーの配置等の関係予算の計上もさせていただいております。やはり将来に向けて我が町の子ども達は宝でございます。この宝を育てるという意味に於いても教育の向上、教育環境の充実は行政がやらなければならないものであり、小中学校だけでなく幼児期における教育の充実についても、今後取り組みを密に進めて行きたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂 省治君。

○8番 鯨坂 省治君

今後の子どもの貧困化対策について、今後の取り組みを十分よろしくお願いいたします。

次に、就学援助制度の周知についてです。援助は保護者からの申請がなければ支給されない、いわゆる申請主義になっています。情報がきちんと届いていなければ当然申請する人は少なくなります。

全国的にも、全ての児童生徒に就学援助申請書を配布している市町村も多いと聞いております。福祉の現場では、一般に援助を必要とする世帯ほど情報が届きにくいということが知られています。援助が必要な世帯ほど情報にアクセスするための時間も、精神的な余裕もなく、情報を集めようとする力まで奪われてしまいがちです。そのような場合に大きな役割を果たすのがやはり先生方です。

子ども達の家庭の経済状況の変化など、真っ先に気づくのは担任や養護等の先生方ではないでしょうか。

新しく採用される教職員も増え、制度自体も知らないという先生も中にはおられるようがございます。教職員の周知も益々重要となっております。

町長の方で、この就学援助の周知について答弁をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

就学援助制度の周知につきましては、小中学校ともに入学式及び始業式等の際に就学援助費に係るお知らせの文書を全ての保護者に配布をしております。

なお、就学援助費の申請書が保護者から提出されましたら、各学校で取りまとめた上、教育委員会の方に提出をしていただきまして、世帯構成や世帯の所得状況を審査いたしまして認定をしております。

先程言われましたように、各家庭での状況によって年度途中でも学校の担任の先生とか、そういう担当の先生から、こういう制度があるよというようなアドバイスは保護者の方にはされていると思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂 省治君。

○8番 鯨坂 省治君

鞍手町も全員の方に就学援助の申請書を配布しているということで、これは大変喜ばしいことです。その中でも、先程言われた入学時以外でも、経済状況が困窮する家庭もありますので、そういうところを見逃さず、担任の先生、周りの方がいち早く察知して、漏れないようにしていただきたいと思います。

続きまして現在の就学援助入学準備金につきまして質問いたします。

就学援助の額は、必要の額をカバーができていないのではないかと思います。文部科学省は子どもの学習費調査によると、公立小学校で平均年間9万7千円、中学校で16万7千円掛かります。特に中学校入学準備だけでも10万円程掛かると言われています。

現在の就学援助入学準備金の小中学校の金額では、中学校に関しては制服も買えません。現状をしっかりと調査把握していただき、実情に合わせた改善のお考えを町長にお伺いします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

現在、鞍手町では生活保護法による教育扶助費を受給していない児童生徒で、経済的な理由で学用品費や給食費等を負担することが困難な児童生徒の保護者の方に対しまして、これらの費用を援助する制度、いわゆる就学援助を行っております。勿論その中には、新入学用品の補助も含まれています。

援助費につきましては、国の定めます要保護児童生徒援助金の補助金の単価を採用して算出しております、近隣市町と同水準となっております。

認定につきましては、生活保護における最低生活費の1.5倍以内としておりまして、近隣の市町と比較しましても鞍手町は対象となる基準を幅広く設定して支援を行わせていただいているところでございます。

現在のところ、支援費の金額の見直し等につきましては、財政的に厳しいところもございまして今後とも社会情勢等を注視しながら、経済的理由によりまして児童生徒が就学が困難とならないように就学援助制度の趣旨に基づきまして、適切な運用に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に貴重なご意見ありがとうございます。

私も、これは義務教育に於いて、本来は義務と権利というのは、私は表裏一体だとそのように考えております。ですから義務教育を受けさせるのに、やはりお金が掛かるようでは本当の義務教育、理想とは言えないと思っております。

ですから、議員がおっしゃいますように、いま教育課長が申しましたように、財政的に本
当に厳しいような状況下でありますけれども、これは何らかのところで、やりくりを上手く
やって、少しでも子ども達を持たれているお父さん、お母さん方に少しでも負担軽減がで
きるように努めて行きたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂 省治君。

○8番 鯨坂 省治君

将来の鞍手町の子どものためにも、やはり鞍手町がしっかり後押しをして、貧困家庭の援
助について改善をよろしく願います。

これで私の質問は終わります。

○議長 星 正彦君

以上で鯨坂 省治君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時18分

再開 14時30分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問いたします。

まず、1点目は、これまで何度も質問していますが、ゴミ袋料金の引き下げについてです。

これまでの質問で徳島町長の考えについては、認識は一致していることを確認してきまし
た。そして、じん芥組合で徳島町長がイニシアチブを発揮してほしいという要望もしてきて
います。しかし、この間、30年問題、35年問題とじん芥組合の決定等も聞いてきましま
したが、料金の引き下げどころか、ゴミの減量化についても掘り下げで議論されているようには
見受けられません。

そこでまずお尋ねしますが、他の組合長、副組合長はゴミ袋料金が高すぎるという認識を
持っているのかどうかをお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まずは私も、議員がおっしゃったように平成25年の12月議会と、平成27年の3月議
会で、ゴミ袋は高いと思いますという答弁はしております。

今おっしゃいました隣の宮若市の首長さんと小竹の首長さんの認識は、これはあくまでも雑談の中ですけれども、高いからなということは何っておりません。独立行政区の長の方の正確な認識というのは、その辺のところの把握はしておりませんが、ただやっぱり雑談の中では高いという認識は持たれているかと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それともう一つ、町長のイニシアチブを発揮してゴミ袋料金の引き下げに町長の方から発信して、じん芥組合等で話して欲しいということも言っていますが、ゴミ袋料金の引き下げについての論議はされているのかどうか、これまでの経過と、町長がどういうイニシアチブを発揮してきたのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

当然のことながら、私も三役、正副組合長会議の中でそれは申しました。去年の27年度の予算を組む前だったと思います。その時に宮若市の市長と小竹の町長と話をさせていただきまして、何とか10円でも15円でも下げることはできませんかという話をいたしました。

ところが、26年度の時に私は10円鞍手町が下げたいという正副組合長会議の時に私は申しました。鞍手町は10円下げたいのだということを申しましたら、実はどちらかの首長さんですが、足並みを揃えてもらわないと困るということをちょっと言われまして、それでそうですという話をさせていただきました。

次の議員の質問の中にもありますように、29年で起債が終わりますものですから、その時になんぽかでも下げろかという話は正副組合の中では話が出ています。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

なかなか厳しい状況にはあるみたいですよ。

次の質問ですが、それにしても平成29年度で建設費用の起債償還が終わるという有利な条件はあります。しかし一方では、今回の議案でも出ていますが、鞍手町にとっては負担割合が変わるといような議案も出ています。

新たなゴミ処理施設の検討もこれからしていかなければいけないという検討課題もあります。それによってお金がいるということもあるかとは思いますが、ゴミ減量化の具体策と目標まで決めて、どうすればゴミ袋料金を引き下げられるのか、本格的な議論をじん芥組合の中でも是非開始していただきたいというふうに思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりだと私も思っております。当初、今の焼却場はRDFを採用しています。当時、県の勧めでRDF化がいいよということでしたが、今に至ってはRDFというのがいかに無駄が多いかというような状況というのが見えてまいりました。

ですから、いま議員がおっしゃいますように、新しく大牟田の処理施設場が35年問題というのも抱えておりますし、また1市2町の室木の先の宮若市のあります焼却場もなかなか長期に亘っては難しいのではないかという話も、正副会議の中では出ています。

今後 長期スパンにたって、いかに経費を押さえながら、どのやり方が一番いいのかということ踏まえながら検討していかなければいけないと、私自身もそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

何度も同じことを言いますけれども、ゴミ袋料金で一番高いのは久山町で90円ですかね。その次に高いのは宮若市、小竹町、鞍手町の84円という額なんです。近隣の自治体はまだ大分安いと、それが、前回の12月議会だったですか、その前でしたか、町長にお話した時も建設費用の償還が終わるということで、最大で現在よりも約7千万負担が減るというようなこともありました。その財源を使って大幅にゴミ袋料金を引き下げていただきたいということを話していたのですが、町民はいつまでこのゴミ袋料金が高すぎるゴミ袋をずっと買いつけないといけないのでしょうか。その辺も是非検討課題の中に入れていただきたい。

いま、今後のゴミ処理の在り方についても、RDFをしているところだけでなく、他の自治体も溶融炉だとか、いろいろなことを考えていますが、逆に老朽化して立替の時期に来ているとRDFだけでなく。

ゴミをどうするかというのも、自分達の区内で処理出来ないというような悩みをどこの自治体も抱えて来ている状況なんですね。

幸いと言っていいかどうか分かりませんが、RDFがまだもう少し使えるということで、宇部の方に持って行くような検討もされているということですが、ゴミの減量化も本当に、どうしたらゴミを減らせるのかということ具体的話していただいて、そして目標を是非定めていただきたい、計画的に年次を追って、このくらい下げようということを是非じん芥組合でも、町内でも話していただきたいというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

大変貴重な意見ありがとうございます。

私も宇田川議員と思いが全く一緒でございます。ですから、これは私も議会に21年前ですが、私も議員をさせていただいているころから、私自身もそのように、逆に向こうから前の町長に何度も質問したことも記憶しております。

これは抜本的に掘り下げて、そして見直しをきちっと取り組みをやって行かなければいけないと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

是非今回も町長のイニシアチブを発揮していただいて頑張っていたきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

国民健康保険の広域化についてです。

昨年の通常国会で国民健康保険法が改正され、2018年度から県が責任主体となって財政運営を行うことが決定しました。その最大の目的は、地域医療構想の策定等の主体である県が医療保険と医療提供体制の両面を見ながら、医療費を抑制することが最大の目的です。

そこでお尋ねしたいのですが、国保の財政運営は高齢者の割合が高く、低所得者が多いという構造的課題に起因しているため、運営主体が市町村から県に、例え広域化になったとしても厳しい財政運営が解決するものではないというふうに考えますが、町長の認識についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま議員がおっしゃいましたことを、私もそのように思っております。国保は一市町村であろうと、県であろうと、私はただパイが1つになって、まとめ役が県になるということであって、根本の問題が解決できるのかということを経験すると、いま議員がおっしゃいますように私もそのように、ちょっと疑問点は持っている一人でございます。

ただ、運営主体が広域化することで、医療費水準や保険料負担額の格差をなくし、平準化に向けて安定運営をやって行こうというのが国と県の考えでありますので、これはやって見ないと何とも言えない状況かと思いますが、ただ一つ言えるのは、昔の、私が保育園のころ佐藤総理大臣でしたか、恐らく当時の政治家が、じゃあ今の平成の世の中を想像できたのかと考えますと、私はこれだけ医学が発達して、人間が医療の医学によって長生きできるとは予想付かなかったのではないかなと、そのように感じております。

ですから、いま議員がおっしゃいましたように、構造自体が日本の医学の発達により、そういったいろいろな面において構造が変わってきたというのに対して、要は政治が追いついていないというような状況下ではないかなと私はそのように感じております。

ですから、議員がおっしゃいますように、県がやったところでどうなのかというのには、

私も一つ疑問は持っているところでございますが、ですけれど、これは29年度から実際行われるようになっておりますので、それに向けて何らかの形で取り組んで行かなければいけないと、その一つとしては、いまある赤字をどのように消して行くのかという部分においては市町村会を通じて国の方に要望等もやっているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

構造的な問題は、以前は若い人が多くて、自営業の方もたくさん居られて成り立ってきたという部分はあったと思います。だけど、今はもう超高齢化社会になってきて、中小零細企業もどんどん潰れて、大型店舗して行って無くなってきている、シャッター通りが見てその通りだというふうに思うのですが、この構造的な問題が起因しているということは分かっているわけで、その中で国は自分の負担をどんどん減らしてきたわけですよ。そういうことから、構造的な課題があるというのなら、今解決方法としては中小零細企業への支援、それとともに国の負担割合を元に戻していくということが解決方法になるのではないかというふうに思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃる通りだと思います。若い方が減り、逆三角形のような人口具合になっておりますのでなかなか難しいということがあります。

もう一つは、中小企業の支援というのにおいては、自分が言うのは何ですが、行政としては一生懸命支援をやっていると思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町がやっているかどうかという話でなくて、解決方法として町が独自でやっても、それはなかなか難しいですよ。国が本気で乗り出さないと駄目だということの認識があるかということをお尋ねしたので、それはいいです。

次に移ります。

県は2010年12月に、福岡縣市町村国保広域化支援方針というのを決定しました。この中で、一般会計からの法定外繰入と繰上充用の解消、それと収納率の引き上げ等を掲げて市町村をこれまで指導してきているということです。

具体的に県の方からどんな指導があっているのかというのが分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

具体的には、県の方も先だつての国保の会議が福岡であったのですが、事務方の方はまだその辺までは分かっていないというような感じでしたね。まだやってみないと正直分かりませんみたいなことの説明があっていました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

広域化に向けての支援方針は5年前に作っているのですね。支援と言っていいのか分かりませんが、この中で先程言いましたように、一般会計からの法定外繰入の解消、それと繰上充用の解消、収納率の引き上げということが入っているのです。

こういう支援方針を策定したのでしたら、それに対しての何らかの市町村への指導があっているのではないかと感じてたのですが、町長の話では具体的にはないということですが、それでいいですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えします。

県の方から具体的な指導は確かにあっておりません。しかし、統一化に向けて昨年、共同運営準備会というのを立ち上げております。その中で、これからどうして行くのかということ市町村と県と向き合って話合っていくようにはなっています。

今のところ、県の統一化料金ということの話をしていますが、その中では各市町はやはりすぐに統一化というのは難しいだろうということで、今のところ進んでいる状況です。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。具体的に早く赤字を解消しなさいとか、保険料を引き上げてやってくれという話はないということですね。

先程の質問のところで、町長が保険料の平準化というふうに言われましたが、検討の項目として、いま介護保険の広域連合がありますが、いまA、B、Cと3段階に分かれています。これははっきり言って法律違反なんですけど、同じ保険者であって保険料が違うというのはおかしい話なんですけど、こういうことも今度の国保で医療費に係る段階において、そういう保険料も考えようかという話も出ていると思うのですが、それについてはどうですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えします。

保険料の均一化というのは、先程言われたように各市町が直ぐには難しい、取り敢えずは各市町に対して、その市町の保険料率というのを県の方が積算します。それを見て、町がそれに対して賦課を掛けて徴収するという形にはなると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

県の指導はあっていないということですが、2018年度から広域化というところに向けて、いまある国保会計の健全化、これからどうやって図っていくのかというのを、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当町の国保会計は約1億4,500万円の累積赤字を抱えております。このため、この累積赤字の解消に向けて国保料の収納率向上や医療費の抑制を図るとともに、一般会計からの法定外繰入金の繰り入れを実施することで健全化に努めていきたいと考えております。

また、先程も申しましたが、この部分についても福岡県の市町村会から国に対して、赤字補填のための公債や補助金が受けられるよう要望を提出しているところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それを聞いて少し安心しました。まさか保険料を値上げすると言い出すのではないだろうかと思っていたので、先程言いませんでしたが、先程の県の広域化支援方針ですね。これで収納率の引き上げとか、いろいろありましたが、これを受けて2011年度から2015年度までの5年間で、たくさんの市町村が国保料の値上げを図ってきているのです。今度小竹町も値上げをするというような話もあるので、鞍手町はしないということで、保険料を上げずに財政の健全化を図るということで確認しておきたいと思います。

これは、広域化になってからの話なんですけど、広域化にあたって財政安定化基金というのが新たに設置されます。これによって一般会計からの繰り入れをさせない仕組みとなっているのです。介護保険と同じようにですね。

しかしながら、県は日本共産党の高瀬菜穂子県議の質問で、財源については保険料により賄うことが基本としながらも、一般会計からの繰り入れは適切な財政運営を念頭に置いたうえで、それぞれの市町村においてご判断いただくというふうに答弁されています。

ですから町長の考えしだいということにもなってくるのですが、広域化された以降に、例えば、国保会計に財源不足が生じて、先程言いました財政安定化基金から借り入れて、また

返すということになるのですが、財源不足が生じて保険料を上げて返すのか、それとも町長の判断で一般会計から繰り入れて返すのかというのを、どういう方針で望んで行かれるのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私の思いですが、これはやはり繰り入れてやりたいという思いはございます。今、議員がおっしゃいますように、他町では国保税の値上げがあっているということですが、うちもかなり国保税は高いところの位置で数字が決まっておりますので、これ以上上げるにもなかなか厳しいような状況だと思っております。これ以上上げると、逆に保険料が払えないということで滞納が増えて来るのではないかという懸念材料も抱えております。

先のことは、財政状況いろいろ数字のことでもありますので、私もここでこうします、ああしますと言いたいのですが、やはりその時々々の財政状況を見ながら適切に無駄のない、そして町民の皆さん方に負担をかけないように調整をしながら考えて行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長の考えとしては、保険料はこれ以上上げられない、今の水準で高すぎるという考えはあるということですね。

最後に、国は2015年度から保険者支援制度を拡充して、被保険者1人あたり約5,000円、全国で1,700億円。福岡県全体でも約105億円が交付されるようになっていきます。

2017年度以降は、倍の3,400億円に拡充されるということになっていますが、先程値上げの話をしました。北九州市はこの支援制度を活用して1人あたり約5,000円の保険料を引き下げました。

鞍手町でも、先程の町長の考えでは高い水準にあると言われましたので、負担軽減を図るべきではないかと、この財源を使って負担軽減を図るべきではないかというふうに考えますが、町長のお考えを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今のところは、そこまではちょっと考えておりません。北九州市も実は団塊の世代の方々が14年度までに65歳以上に達して、高齢化の進展やガンの医療費等増加、高価なC型肝炎の治療にはもの凄く高いらしいのです。こういった医療費が高騰して、来年度引き上げざるを得なくなったという情報も得ております。

北九州市は財政黒字でありながら、うちとは全く比べものにならないような財政規模の市ですら、こういう状況下にあるということを鑑みますと、私がここで一概に下げる、その辺は一寸厳しいのではないかなと、そのように感じております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これも県会議員の質問に対する答えなんですが、今回の保険者支援制度というのは、被保険者の負担軽減に活用されるべきだろうということで、そういうふうに市町村に助言指導しなさいよということを県に問うたところ、県は保険者支援制度は市町村に於ける低所得者の数に応じて一定割合を交付するもので、低所得者が多い市町村に対して財政支援を行うもの。

具体的な活用については、市町村が個別に判断されるべきと、ここもやはり市町村、首長が個別に判断されるべきということで、結果的には保険料の延びの抑制等、被保険者の負担軽減が図られていくものと考えられるということですが、しかし、財政赤字を抱えている中で、そっちの補填の方に回されるというようなことになって本末転倒ですから、是非ともどうにかして活用できるような。

せつかく国が1,700億円の予算を付けて、17年度からは3,400億円と倍にすると言っているわけですから、これも加味して高すぎるという認識なら引き下げるべきだと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に貴重な意見ありがとうございます。

議員の気持ちというのは、町民に対してのサービスというのは本当に痛い程よく分かります。私としても財源があればやりたいという思いは同じだと思います。ですから、前向きに検討させて下さい。

ここですぐ答弁というのはちょっとまだまだ厳しいかと思しますので、とはいっても前向きに検討して行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程の被保険者支援制度も財源を考えて、町長から前向きにというお話がありましたので、是非とも前向きに検討していただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして、今回2点程質問をさせていただきます。

まず、公共下水道事業の現状と今後についてお尋ねします。

最初に、公共下水道事業は平成8年から建設事業が開始され、15年7月より供用開始をされていますが、まず、そもそも論として、なぜこの生活排水処理が重要なのか、重要性についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、生活排水処理の重要性につきましては、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に欠かせないものだと考えております。

本町の下水道事業は福岡県が実施をしております遠賀川下流流域下水道事業に接続する、鞍手町流域関連公共下水道事業として整備を進めております。

下水道事業計画区域外の地域につきましては、小型合併浄化槽等で進めて行きたいと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

まさしくそうですね。環境だとか非常に重要な事業だというふうに私も考えています。

次に、公共下水道事業の現状を知るために、基本的な数字について幾つかをお尋ねしたいと思えます。

まず、平成7年3月に策定された流域関連公共下水道事業基本計画書によれば、計画目標年次は平成27年度ということになっているのですが、28年度も建設事業が引き続き予定をされていて事業もまだ継続中というふうになっています。

それで、計画の見直しが当然行われているというふうに思いますので、計画目標達成年次と、事業全体の総額についてはいくらお見積なのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、データの的なものですので、下水道課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

計画目標年次は平成37年度でございます。総事業費は基本計画ベースで約160億円を予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

37年度ということで10年程伸びて、総事業費は前基本計画と変わっていない160億ということですが、この事業費については今人件費も上がっているし、資材費も上がっているし、当然これは、今後は増えて行くことになると思います。

次ですが、計画の進捗状況ですが、現在までの全体計画面積に対する進捗率は何パーセントか、また現在までの総事業費についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

平成26年度末の面整備比率で申し上げますと26.8%でございます。

総事業費は97億円でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これから行きますと、まだ事業は4分の1強しか進んでいないということで、なおかつ事業費は97億掛かっているということであれば、まだまだ後はこれの3倍近くはかかるということで、全体にすれば400億近くの事業費になるのではないかなというふうに思います。大変な事業になるのですが、公共下水道事業に於ける計画の見直しも行われていますので、全体計画人口は何人となっているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

計画処理人口は1万3,800人でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今まで最初の基本計画では2万7,000人ということでしたが、約半分に減って1万3,800人が計画人口というふうに定められているようです。

先日公表されました国勢調査によりますと、去年の10月1日現在で約1万6,000人ということがありました。

鞍手町の現状よりも少ない人口を計画人口というふうに定めています。これは考え方としては、今後も人口が減少していくというのが前提としてありますので、これはこれで私は正しい方向ではないかなというふうには思っています。

今議会に提案されています第5次の総合計画案がありますが、その人口ビジョンによりますと、社人研の鞍手町の人口推計は、2040年には1万293人になるというふうになっています。しかし、鞍手町はいろいろな取り組みによって2025年には1万4,500人にしたいと、また2040年には1万2,094人と、長期的目標としては2060年には9,700人を維持できるようにしたいという計画があります。

これを考えてみますと、ということは先程の全体計画人口が平成34年、要するに2025年で社人研では1万3,800人ぐらいですが、鞍手町は少し上回るとしても2040年には計画人口を下回ってくると推計人口が、2060年には努力しても1万人は切る人口になるというふうに総合計画案の中でもなっているわけです。

ということを考えれば、これはある時点からは過剰な資本になっていくということになるのです。また後ほども質問しますが、そういう状況に陥ってくるということを考えて見ると、今後の下水道計画をどうするかということも出て来ると思いますが、ここは町長に、どのようなお考えがあるかお尋ねをしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

いま議員がおっしゃいますように、将来10年先、20年先のことまで神様でないとは分からないと思うのですが、ですから、やはりその年次、年次、1年毎にしっかりと予測を立てて、一応総合計画は立てておるのですが、その通り本当に行くのかということ、努力はしてどうなんですかね。

私は逆に人口がもっと増えるのではないかなという思いでやっているところでございます。ただ、いま議員がおっしゃいますように、無駄な投資はいかかなものかなとそのように考えております。

ですから、例えば下水道の本管にしても、例えば家が3～4軒しかないところまで下水道を引っ張るのかというのは、これは費用対効果から考えると難しいかと思しますので、町が助成を出して、そこに合併処理層等を埋けて、そこから放流していただくというような、そういういろいろなことを考えながらやっていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長は総合計画の人口推計よりももっと増えるのではないかと、これは社人研の人口推計というのは、まず何か、例えば震災があるとか、戦争が始まるとか、そんなのは考えられないのですが、そういう大きな事件なり事故が起こらない限りはそうそう狂って行かないのです。

勿論、どこの自治体も非常に努力をして、合計特殊出生率も上げようというようなことも考えていますし、鞍手町も2030年には国が言っている2.1にして、それで推計をとって、いま私が言った推計なんですよね。2.1という合計特殊出生率を2030年に達成するというのも私はまずまず無理といったらわるいのですが、難しい数字ではないかなというふうに思っております。

いま鞍手町の現状を言いますと、合計特殊出生率は1.29なんですよね。福岡県下で60市町村ありますが、福岡市に次いで2番目に低い数字です。

こういう小さな町で珍しいのではないかなというふうに私は思いますが、またこういう数字があることによって消滅自治体ということになっているのだろうと思うのです。ですから、なかなか難しい数字ではあっても、その数字よりももっと増えるという希望的観測はあつたにしても、やはりその数字を尊重しながら町の運営はしていくべきではないかなというふうに思います。

次に、下水道を恒久的に維持していくためには収支のバランスが常にとれるように維持していく必要があるのですが、ほとんど大きな重要な要素の一つとして、使用料単価と汚水処理原価のバランスがどうなっているかというのがあるのです。

現行1㎡当たりの使用料単価と汚水処理原価についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

1㎡当たりの下水道使用料金は151円でございます。汚水処理原価は約360円でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

現状はいま下水が引かれてところが、大体人口が密集しているところで、接続するのが恐らく高いだろうと、みんなよく引っ張ってくれているだろうと思われる地区に下水は引かれています。そういうところであっても、やはりこの使用料と汚水処理原価が約2倍の費用がかかって、いま処理をしているということになるのですね。

単純に考えれば、この現状は収益的収支だけをって考えてみれば大きな赤字というふうに見える訳ですが、一般会計からの繰り入れその他があつて、収支的には変わってくるのですが、こういった主な原因、また改善の見込についてお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

赤字の主な要因につきましては、有収水量の不足によるものだと考えております。下流の団体を構成しております中間市、水巻町、遠賀川町と本町の違いは、住宅の密集密度が大変高く、コミプラ等の住宅団地が多いため、効率的な面整備が行われ、投資効果が大きく発揮されている点が本町との違いと考えております。

今後につきましては、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取り組みを行い、経営改善に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

いま鞍手町の中では、住宅等の密集したところに下水道が引かれているのですが、それでも同じ下流域の中では、やはり一番住宅が散漫な他のところに比べれば密集度合いが低いということになっています。

私は、たまたまホームページを見ていたら、この上水道と下水道の経営比較分析表の公表ということがあっていまして、それを見てみたのですが、ホームページの中でいろいろここに分析表があるのです。

先程言いました収益的収支比率だとか、単年度の収支だとか、後は汚水処理原価だとかいろいろな分析表が載っていました。

粗方、これによって下水道事業がいまどういう状況にあるかというようなことが判断できるというふうに思うのですが、町長はこの分析表をご覧になってどのような現状にあるかというふうにお考えでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは、経費回収率につきましては、平成26年度の全国平均で約96%、類似団体平均値では約60%になっております。鞍手町は約41%になっております。

汚水処理原価につきましては、平成26年度の全国平均は約142円ということですが。

類似団体平均値で約276円。鞍手町は、約360円となっております。

公共下水道事業は先行投資が多額となる事業であり、供用開始当初は有収水量も少なく、処理原価がどうしても著しく高くなるという傾向にあるということでございます。

経営比較分析表を検証しました結果、適正な下水道使用料金収入の確保、それから汚水処理費の削減、プレミアム商品券などを積極的に活用していき、本管との接続の啓発活動等により水洗化の向上を図り、有収水量の増加に今後は努めて行かなければいけないのではないかなとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

プレミアム商品券で水洗にしてもらったりだとか、接続をしてもらうだとか、そういうことで一応有収水量を上げようという取り組みは分かるのですが、分析表のホームページを開けてすぐの概要というところを見ると、経営環境の厳しさを増しており、中長期的な経営の基本的である経営戦略を策定しというふうにあります。同計画に基づく経営基盤強化に取り組むこと等により、必要な住民サービスを安定的に継続することが必要であると載っているのです。

具体的にそういう経営戦略を策定する予定があるのかどうか、具体的な方針があるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

これは町の、例えば先程もインターチェンジの横の開発の件の話も出ていましたが、鞍手がいろいろ流動的に、私は駅前開発のことも以前申したかと思いますが、そういったいろいろな今後鞍手が発展していく場所、それによってもやはり年次計画を見直さなければいけないし、逆に早めなければいけないこともあるでしょう。

そういったことは流動的に、その年、その年の予算組みのときにはそういったこともしっかりと踏まえながら取り組んでいかなければいけないと、そのように感じております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

予算組みの時には、そういうことを念頭におきながら組まれるというのは分かるのですが、やはりそういった計画がなければ、どうしても毎年、毎年似たような事業になっていって、気がついてみたら取り返しの付かないことになっていたということも考えられます。そういったことがないよう、やはりこういったふうに概要の中でも経営戦略を策定しというふうにありますので、やはり下水道事業については何か大きく取り組みについて見直すことも必要ではないかなというふうに思います。

実は今回、過疎地域自立支援促進計画案が出ていますが、平成22年の9月に前回のこの促進計画の中では、その下水道事業の対策として公共下水道の促進だとかというのがあるのですが、合併浄化槽の促進と、後基本計画書中期経営計画の策定というようなことも、この過疎地域自立促進計画の中には対策として謳われています。

これについて中期経営計画の作成は行われたのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

その計画の策定はできておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

5年、6年前には、まだ下水を引くことが大事で、なかなか経営的に視点がまだなかったのではないかなというふうに思います。

今後下水道整備を進めていく地域は、いま言いましたように人口が今までよりも散漫な地域であったり、また地形的に起伏があったりと、費用対効果を考えれば条件の悪い地域に下水道を敷設していくことになり、下水道事業全体の高コスト化に繋がるというふうに考えますが、町長はどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたが、今後の計画的に事業を進めていくこととしておりますが、これから整備を進めていく地域は、地形的条件や住宅の集積度合い等の面で、費用対効果が低くなることも予想されることから、そういったところにおいては小型の合併浄化槽の設置補助も活用しながら快適な生活環境の整備に努めて行きたいとそのように考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

下水道は一度敷設すればそれで終わりじゃなくて、これが始まりなんです。30年から40年にかけて、今度は管渠も老朽化してきて、もう一度敷設替えをして行かないといけないようになります。

先程の計画によると、37年度で一応目標年次になっていますが、ということは、最初から考えると30年経つのです。最初は、先程言いましたように平成8年から工事を始めていますので、最初に敷設した分は段々と傷んで来るわけです。

それから供用開始した15年までの、後10年ぐらい経つと、最初の管はずっと傷んで来て、また敷設替えをして行くわけです。ということは、これはエンドレスに管をずっと終わりなく替えて行くようになります。

人口はどうなるかという、先程言ったように2040年には計画人口を下回って、2060年には1万人を割ることになって行きます。そういった意味を考えれば、どこかで本当にこの計画どおり下水道を末端まで引いていくことが良いのかどうかを考えて行かないと、最終的には収支バランスをとるためには使用料を今の2倍、3倍に上げて行くか、3倍まで上げられなければどこかでどうしてもその上限は決まってくるわけですが、不足する分は一般会計で補填して行かないといけないわけです。

その時の人口というのは、今の人口規模じゃないわけですから、人口規模自体も少なくなっていますので、そういった財源を本当に手当できるかどうか、全く見通しが経たないような状況になると思います。

そういったことを考えれば、私はもうどこかの時点で、先程町長も言われましたように、合併浄化槽を積極的に活用していくということがいいのではないかなというふうに思います。その活用の仕方も、今のような補助金を出して民間に任せてするか。または、PFIのような民間が一括して合併浄化槽を敷設していくか、又は町がしていくという方法もあります。そういう方法も含めて、私は下水道事業を見直して行くことが必要ではないかなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

大変ご貴重なご意見ありがとうございます。

一つは、大きく下水道を見直そうということを言い忘れておりました。

実は植木のところに中流の処理場と、浮州池の横に下流域がございます。ここの利用している自治体全部で、当初の人口からすると半減ぐらいになっているのです。ですから、中流はもう廃止にして、下流に全ての自治体をまとめようではないかという県の主導で、いまそういう動きもあっております。これがもし達成しますと、コストが大分下がるということも試算が出ておるようであります。それぞれが一つです。

それと、いま議員がおっしゃいましたように、当然のことながら全部町内を下水道を張り巡らすというのは莫大な費用も掛かるし、当然後々のメンテナンスも掛かるということを鑑みますと、やはりどこかの時点で、いま議員がおっしゃいましたように、合併浄化層を利用させていただいてやるというのは私の頭の中にも議員と同じ考えかと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今回、先程言いました過疎自立促進計画の中に、やはり下水のことが書いているのですが、それによると、小型浄化槽設置の整備事業が、前回の分については個人設置となって、そこにかっこ書きでは補助金交付というふうに書いていたのですが、今回の自立支援計画では事業主体が鞍手町というふうに書いていまして、尚かつ補助金交付というかっこ書きもなくなっていたのです。

これは次の議案質疑の中でも伺おうと思っていたのですが、関係がありますので、ここで尋ねますが、事業主体が鞍手町で小型の浄化槽設置の整備を行うということでいいのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

その事業内容につきましては、いま現在の計画に上げております事業内容と変わってはおられません。ただ、その名称について変更になっている分につきましては、これは県の都市建設部の下水道課との調整によりまして、その文言は修正を行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは、次のまちづくりについて質問をします。

まず、私の観光まちづくり協会についてですが、私が知るところでは2025年11月に2回ほど観光まちづくり協会発起人会議が開催される。その後発起人委員会のワーキンググループ会議というのが12月26日の第1回から4回ほど開催されていますが、その後どうなったのかがはっきり分からないのですが、協会自体が設立されたのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現在のところ、まちづくり協会は設立をいたしておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この協会を設立するための発起人会議だとか、ワーキンググループ会議だとかがあったのですが、これについての費用はかかっているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

これは町の附属機関という位置づけではございませんので費用はかかっていません。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この設立されたかどうかを聞く前に、そもそも聞かなければいけなかったと思うのですが、この観光まちづくりという言葉なんです、この言葉自体が観光でまちづくりをするのか、観光のまちづくりをするのか、意味としてどう捉えたらいいのか私自身よく分からない

ので、どういう意味で観光まちづくりというのがあるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

観光まちづくり、普通であれば観光協会とか、観光物産協会という名前が付くのですが、鞍手町はご存じと思いますが、観光地という呼べるものがございません。

そこで、まちづくりというキーワード、まちづくりを行うものを一般の方に見て貰うというような、そういったところの意味を込めまして観光まちづくり協会というようなネーミングにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に、観光とか、まちづくりだとか、町おこしなどのキーワードを使った事業に対して26年度から多くの予算が支出されています。

例えば、個性ある地域づくり推進計画として、観光まちづくりビジョンとして策定されて、その費用だとか推進事業委託料、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の中では、アドバイザーの報償費や旅費などを含めるとかなりの額になるわけですが、また総合戦略に係るまちおこし事業委託料や、観光まちおこしプロジェクトとして、鞍手町一押しで、一番力が入っている学校まるごとアニメ事業だとか、特産品の販売促進など多額の費用が支出されています。

ここに挙げた事業や報償費の他にも事業があつたりだとか、コンサルタント料も含めてそれぞれのまちづくりやまちおこしに係る事業費がかかっていると思いますが、その事業費のそれぞれの額、またその合計した総額についてお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

ご質問のとおり、観光というキーワードですね。これは範囲はいろいろあるかと思いますが、私の方でそれを洗い出した数字、これには特産品の販売戦略、それから海外戦略事業、先程申しました学校まるごとアニメ事業等々いろいろなものが含まれていますが、平成26年度及び平成27年度、平成27年度は現在までの決算見込額ですが、県や国の交付金、補助金等を活用しております、それまでの総額は6,671万2,372円です。

代表的な事業を申しておきたいと思います。

仕分けはいろいろあるとは思うのですが、26年度事業、27年度事業併せて海外戦略、それから自治体特選ストアー、これは特産品の販売ですが、この事業の決算見込額が646

万9,028円。

それから、個性ある地域づくり推進計画、推進事業ですが、これに係る決算見込額が2カ年で502万0,378円。

それから、観光まちおこしプロジェクト事業、これは26年度繰り越し事業になりますが、これが1,217万5,818円。

特産品の販売、販路拡大推進事業、これは「町イチ！村イチ！」、東京の方で物産をやったのですが、これが62万9,388円。

学校まるごとアニメ事業、これの決算見込額で3,990万3,160円。

その他といたしまして、これは地域振興アドバイザーとか、各観光協会の負担金、観光の小冊子というものを作るということで、2カ年で251万4,600円。

合計しまして6,671万2,372円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

多くの予算を使って観光まちづくりを進めて行こうという意気込みとしてはよく分かりますが、例えば、いま個性ある地域づくり計画の観光まちづくりビジョンを見てみますと、基本理念としては、ふっくら鞍手、笑顔と笑いに満ちた観光まちづくりとあるのです。

笑顔と笑いでどうやってまちづくりをするのかもよく掴めないところがありますし、また、目標として観光入り込み客数を20万人と数字は上がっているのですが、内訳としてどういう事業で、どれぐらいの入り込み客数を考えているのかとか、なかなかよく掴めないところがあります。

特にこれは県の補助金ですが、多額の費用を使って作ったまちづくりビジョンですが、具体的にどう実行して、どういうふうな町になるかというのも掴みにくいのです。本当に笑顔と笑いでまちづくりができるのかなというようなこともちょっと思うのですが、そういう基本理念として、じゃあどういう町を考えているのか町長にお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま議員がおっしゃいましたことはキャッチフレーズ的なことで、キャッチコピー的なところもございます。

それと、第5次総合計画に掲げた、まちに賑わいを、しごとの創出を実現するために、観光というキーワードで事業展開を今後図っていきたいとそのように考えております。

例えば、今回町が進めているくらて学園構想ですね。これには、毎回100人を超える若い人達が、コスプレなどのサブカルチャーを楽しむために県内外から、遠くは岐阜県とか九州一円、広島、いろいろなところからお越しいただいております。

そしてツイッターなどを通して、若い人にくらてという名前が拡散することで鞍手町のシ

ティプロモーションにつながって行くということ。それと町が目指している定住人口の維持、増加には、まず交流人口を増やして、町の魅力を知っていただいて定住を促進して行くという考え方を持っております。

もう一つは、交流人口が増えれば、消費行動が増え、町の経済に刺激を与えて、仕事ができることで、これも移住、定住につなげていこうという、そういうふうなコンセプトを持っているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

いまの答弁にもありますが、学校まるごと事業なんですけど、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、内閣官房のまち・ひと・しごと総合本部事務局の資料によりますと、日本の人口の今後の加速度的な減少を食い止めるために、人口減少克服と地方創生を併せたものというふうで、地域特性に応じた処方せんが必要になるというふうにあります。

また、地方版総合戦略の策定、鞍手町もしていますが、そのポイントとしては地域特性を把握した効果的な政策立案を求めているというふうにあるのですが、町長が肝いりでやっているこの学校まるごとアニメ事業ですが、地域特性を把握した効果的な政策になっているのかどうか、鞍手のどういう地域特性を把握した事業なのか、私にはちょっと理解できないのでご答弁の程お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、まちおこし、そしてまた観光プロジェクト、こういったものに関して我々執行部もいま手探り状態で一生懸命やっているところです。うちの町に金閣寺があるわけでもないし、大きな清水寺があるわけでもございません。そういった大きな観光資源というものは、長谷観音と不動院とか、それぐらいで、そんなに大きな何千人も呼び込めるようなお寺があるわけでもないし、そういった何かがあるわけでもございません。

まず観光という言葉は、対外的には観光という言葉を使ってはおるのですが、私としてはやはり、たまごが先か、鶏が先かではありませんが、私の考えは鞍手町に何らかの形で人を、イベントなり、そういったくらは学園なり、それとか4月24日だったですか、これは民間主導でリレーマラソンを中央公民館の前のグラウンドと、中学校を14周してハーフマラソン20何キロということで、そういったこともやるということで、これもかなりの数の人が来られるだろうということも聞いております。

そういったことで、観光資源、清水寺とかがないうちの町においては、やはり何らかの形で人を呼び込む、呼び込んで鞍手を知っていただく、そして、それが強いては、当然人間は何かをするとお腹が空きますので、そこで商売の方も助かるでしょうし、いろいろな分野に波及効果を及ぼして行くということも考えております。

くからて学園においては、最終的には私は世界がターゲットだと思っております。いま旅行会社ともくからて学園ツアーも、そういったところまで踏み込んで、いろいろなことを考えているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

3番の答えの方を混ぜていただきながらご答弁をいただいておりますが、例えば、この学校まるごとアニメ事業のスタッフ、または関係するものとして鞍手の町民自体はどれぐらいの比率でこれに係わっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

学校まるごとアニメ事業に関わるくからて学園合同会社という会社があるのですが、そこについては、福岡市内の会社の方が合同会社を形成しています。6人です。この中には町民の方は含まれておりません。

関わりとしては、この間のイベントで商工会の会員さん、パン屋さんですが、パンを売っていたりだとか、そういうことで商工会の青年部も来てきらくソースを売ったりとか、そういう形での関わりは今から持っていこうと思っておりますが、直接社員のような形での雇用は発生しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長を中心とした役場の中では凄く盛り上がっていると思うのですが、町自体に本当にこれが盛り上がっているのかどうかとか、気運が高まっているかどうか、よっしゃやろうやみたいなことは、どうも私自身は感じられないところがあるのです。

折角の事業ですし、新たに3,180万円を出してミニ四駆だとか、後はアニメ同人誌の図書館を作るだとかというようなこともあります。しかし、これが本当に鞍手の観光資源になっていけばいいのですが、本当に町民を交えながらの事業になるのかどうかというのは、先程いいましたような地域の特性というところから考えれば、ちょっと違うのではないかなという気がします。

町長のお考えはお考えとして、この事業も進められて行くと思いますし、何とか成功して欲しいというふうには思いますが、私自身としては、もっとそういったことも重要ですが、鞍手町の足元を見つめて、鞍手町に長谷観音とかいろいろ言われましたが、私自身は光の当たり方自体、また当て方次第で、今まで光っていなかったものも光ったりすることもあるのです。

例えば、ショッピングに行って品物を良く見せるのにライティングが変わるだけで、うんと商品が良く見えたりすることもあると思います。そういったのと同じように、もっと、もっと地元を大事にしながら、地元の人も大事にしながら、そういった光の当て方を少し変えることで鞍手町にいまある資源なり、そういったものも観光資源に私は変わって行くのではないかなというふうな気がしています。

町長の考えている学校まるごと事業は事業として進めて行かれて、と同時に地元の人だとか、地元の資源だとか、そういったものの光の当て方をどう工夫するか、どう輝く物にするかを考えていただいて、それを観光資源となるように努めることも私は町の仕事ではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お言葉を返すような格好になるかと思いますが、決して町民の皆さん方をないがしろにしてとか、鞍手のいまある物をないがしろにしてなんていうのは、これっぽっちも私は思っておりません。

実は、くらで学園もまだまだプレオープン的なものであって、本当正式オープンをやっていないのです。ですからまだまだ広報も大々的にはやっておりませんし、最終的には、私はあれが中心になって、その地域の皆さん方も関わり合いになる、そして鞍手でご商売をされている人達にも波及効果が生まれる、そういうところまで、最後は大きな眼で大局的には見ておりますし考えております。

ですから、ないがしろにしてとか、そういったことはこれっぽっちも考えてはおりません。その辺のところはご理解していただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

11番議員、持ち時間が1分ないのでよろしく願いいたします。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

別にないがしろにされているというふうには、私も町長がしているというふうには思っておりません。ただ、もうちょっと地元を見つめて欲しいと、地元の人が活動されている事業のことだとか地元にあるものを、こういった自然環境も、これ自体も観光資源になることもあります。そういったことをお願いして今の質問をしたわけです。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

今のくらで学園は、対外的なビジネス展開という、コスプレアニメを中心に考えておるのですが、岡崎議員が言われるように、全く町内外の特産品とか資源について何も目を向けて

いないと言われると、決してそうではなくて、昨年2回程議員さんにも講演会に来ていただいたと思います。

そこで集まった有志の中で、いまマルシェ、市場をやると、それから特産品を作ると、それから、これは南陵塾を中心として都市層の交流を図る事業、あと歴史、文化を発信してもらおうと、4つの柱の事業を進めているところです。いま農産総合水産業振興交付金というのを農水省に出しております、それが認められれば交付金が100%付いた事業として28年度からやれるというふうに考えておりますので、決してくらす学園だけではなくて、いま言ったことも平行してやっておりますので、そのことをちょっと補足をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

時間が足りなくて、まだまだ質問したいこともありますが、機会を改めて引き続きこのことについては質問する機会を設けたいというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

これで全ての一般質問を終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日8日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日8日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時50分

平成28年鞍手町議会第1回定例会会議録（第3号）						
平成28年 3月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月9日 午後4時09分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 12人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 1人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯉坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成28年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第1号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定
- 日程第3 議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定
- 日程第4 議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例
- 日程第5 議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例
- 日程第6 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例
- 日程第19 議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

- 日程第29 議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第34号 鞍手町道路線の変更
- 日程第35 議案第35号 宮若市外二町じん荼処理施設組合格約の変更
- 日程第36 議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議
- 日程第37 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度固定資産税の課税免除の額の変更

平成28年3月9日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第1号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

6頁の（5）安全・安心への意識の高まりの中で、東日本大震災が後2日でまる5年ということですが、この震災の状況だとかも教訓にしていけないといけないということから、町長も以前私の一般質問の中で、玄海原発から鞍手町まで80数キロと。もし、あそこで何かあったら、ただではすまないという認識を持たれていたというふうに記憶していますが原発の問題、それから鞍手町で言えば水害の問題ですね。この問題をやはり基本構想の中に、全く軸が入っていないのです。後の基本構想のところにも。

そういう内容はどういうふうに網羅して行くのか、又その考え方はどうなのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

そうですね、私もちょっと気づかなかったのですが、玄海の原発の問題は東北の原発がああいうことになりまして、東北からも九州に大分移住者が来られているということも伺っています。

もし玄海原発が東北のように爆発があったとなったときには、おそらく福岡市内、風向きによっては一番近くて、一番大きな大都市でありますので影響があるだろうということも考

えております。

私の頭の中には、一つは、福岡市とうちの地理的状況の違いというのは、福岡側から見てもそうなんですが大きな山があります。それが一つの、うちの町にとっては大きな防波堤になるのではないかなと、そのように考えています。

ある意味、これは何度かいろいろなところで申したと思うのですが、福岡一極集中でなくて、日本もそうですが、東京一極集中でなくてということを経験すると、私は、鞍手はいま一番時間軸で地図を作ると福岡市に一番近いですよということも、いろいろなところでしゃべっております。

ですから、そういう意味合いからすると、例えば、原発に何かあったときには、福岡市内一極集中させるのではなく、鞍手にもやはり少しの会社の分社化というのですか、そういったのもおこなったらどうですかということも視野に入れながら、今から進めて行かなければいけないというふうには私は思っております。

今回の計画の中でそれは気がつきませんでした。その辺はもう一度練り直していきたいとそう思うしております。すみませんでした。今日議案として上がっていますので、今後とも前向きな課題として取り上げていきたいと思っております。

それと、水害についても同じことが言えると思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

あまり詳しく原発の問題について議論するつもりはありませんけれども、ちょっとその点について可能性があるのですから。

ですが、山があるから大丈夫というような話ではありません。PM2.5だって山があってもこっちにも飛んできているわけで、放射能がここまでこないということは考えられませんので、規模にもよりますが。

私が言っているのは、原発の問題だとか、鞍手町の水害対策をどうするのかという、大局を持って取り組んでいただきたいということで、この基本構想の中でどうそこが網羅されていくのかというのを聞いているのです。網羅されているのかどうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この安全・安心への意識の高まりという中におきましては、基本的には、ここは大きな括りの中でこの危機管理体制というのを掲げていると思います。この安心・安全につきましては、この基本構想に基づいた基本計画というのが策定されますので、その中で危機管理体制や地域の防災の充実というところの項目を設けて整理しておりますので、そこでこういう取り組みをおこなっていくというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

17頁ですが、人口ビジョンのところ、先日の一般質問の際にこの総合計画案の町が策定した人口ビジョンについて、この数字を用いて私は質問をさせていただきましたが、その際に町長が、鞍手町は人口が増えるのだとか、また長期的なことはよく分からないとか、そういうような発言がありまして、じゃあこの計画自体、この人口ビジョン自体を町長は本当にどう思っているのかというのをちょっと感じました。

ここでせっかく出来た総合計画案ですが、この人口ビジョンについてどうお考えになっているのか、この数字をきちんと認めた上で施策を打って行こうと考えているのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当然のことながら、この計画に則って進めて行くということは当然のことでございます。そのための計画でございます。

ただ、私が一般質問で言ったのですかね。正直いまの時代の流れというのは、本当に昔は10年一昔ということをよく言われていましたが、今はもうサイクルが早くて、2年、3年先が読めないような時代でございます。だからそういうことをちらっと申したのであって、当然のことながら、大きな幹の部分というのは計画に則って進めて行くということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の発言を聞いても、昔は10年一昔やったけど、今はもう2年、3年でころころ変わるというような発言やったらですね、実際にこの中期目標も長期目標も全く意味をなさない話になるのです。残念なことに、この総合計画は10年計画ですから、この計画さえも意味をなさないような今の答弁になると思うのですが、そこのところ本当に10年の見通しを立てた上でこの計画を作っているというふうに考えてしまうかどうかですが、もう一度お答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま申しましたように、当然これはプランニングであります。ですから当然のことながら目標に、ただ私の思いですよ。私の思いとしては、こんなものではない、もっと人口を増やしたいという思いがあるのです。

これは一つの大きな幹の部分のビジョンであって、私の胸の内にはこんなものでは駄目だと。もっと鞍手が核になってもっと増やすのだという意味があるものですから、そういう表現になったかと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

鯨坂 省治君。

○8番 鯨坂 省治君

11頁の知・徳・体の調和を目指した教育の充実が入っています。

一般質問でもありましたが、子どもの貧困の問題がいま問題になっております。その中で、能力を伸ばす知・徳・体の調和が取れるような、確かな学力、豊かな心、健やかな体、健やかな体の中に、いま貧困の子どもが学校給食。全国的に新聞でも載っていますが、学校給食だけの食事、後はカップヌードルとか、そういうので補っている子どももいるわけです。

この中に、健康の食の面に関しても一つ考えていただきたいと思いますが、町長お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当然のことながら、知・徳・体、やはり全てが、いま鯨坂議員がおっしゃったこともバランスの取れた、バランスの中に私は含まれておるとそのように感じておりますので、いま、議員がおっしゃいましたことも踏まえながらやって行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定を議題とします。

質疑はありますか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

17頁のところで、生活環境の整備のところの、その対策ということで、①上水道が挙がっています。この中で老朽化した給水管の維持に努めるとともに、改修した云々とあるのですが、老朽化した給水管の維持ということは、老朽化した給水管も替えずに使っていくという考えなんでしょうか、お尋ねします。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

老朽化した管については更新を考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次の頁に事業計画というふうにあがっているのですが、この中に上水道の分があがっていないのです。前回の一般質問の中でもちょっとお話しましたが、この過疎地域自立支援促進計画、前回の分については老朽管の整備事業ということで、ちゃんと前回の分は謳われていますが、今回の場合は謳われていません。

老朽管は全て敷設替えして、新しくなったかということ、これも全くそうなくて、この間もちょっと言いましたが経営比較分析表、これは上水道と下水道がありまして、その上水道の部分を見ますと老朽化の状況ということで、管路経年化率というのがあります。

これを見ますと鞍手町は24%、これはどういうことかということ、水道管の敷設している延長の内の24%が耐用年数が来ているということです。約4分の1が老朽管ということを示しているのです。

ですから、こういう上水道の導水管にしても給水管にしても、これを含めての話なんですが、非常に老朽化している状況がありながら、どうして過疎自立促進計画の中に今回は入っていないのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時16分

再開 13時18分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

只今の質問にお答えいたします。

現行の方には確かに上水道の敷設替えに関する事業がこの計画の中に入っております。

今回これが外れておりますのは、基本的には水道事業については過疎債の対象にはならないということになります。町の全体の課題としては、そういう課題もあるということで、文言的にはそれは入れておりますけれども、この事業計画の中にはそれは入れておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

前回のその計画策定の際には上水道の老朽管についての事業も対象になるということでしたが、上水道の老朽管の敷設替えについては事業の対象にならないという指摘があったということですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

現行の過疎債の方の計画には挙がっていますが、これは現行の方でもこれは過疎債の対象にはならないということになります。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

現行のこちらが間違っていたということになるのですかね。この時には私は全く指摘はしていなかったけども、それが6年間訂正もされずに生きてきていたということになるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

基本的には、この事業計画の中には過疎債の対象となるものが挙がって来るものだと思います。ただ、必ずしも過疎債にならなくても事業というのは挙げて何ら問題は基本的にはないということなるかと思えます。

当然、これは前回も過疎債を策定する段階においては、当然これは県と協議を行った上で策定しておりますので、その段階では挙げることは問題ないということの判断だったと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この過疎債の計画の中に過疎地域の促進計画ですから、過疎債の対象にならない事業も挙げていいということであれば、この事業全部が過疎債の対象になるかどうか分からないということになりますし、今日でなくてもかまいませんので、ここに挙げている事業の中で過疎債の対象になるものと、対象にならないものも後日でかまいませんので報告いただければと思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

その資料につきましては、ご提出させていただきます。

ただ、この過疎計画につきましては、過疎債の対象となる事業については、この過疎計画の中に、事業計画の中には必ず挙げておかないと過疎債は起債を起こせないという形になっておりますので、今回は基本的には対象となるものは挙げているところでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

過疎計画でこれは5年間の計画期間ということがあって、5年間という計画の中で、しかし挙げられるだけ挙げとけというようなことがこれでいいのかなど、県との協議は大丈夫ということでしょうが、それぞれの部門別に計画はいろいろな事業が挙げられています。

最後に、特別事業分として挙げているのですが、これとの考え方というか、特例事業の分と、最初に挙げたいろいろな事業計画との考え方はどういうふうに考えればいいのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

基本的には過疎債はハード事業、整備が基本となります。ただ、過疎法の改正によりましてソフト事業につきましても過疎債の対象になると、そのハード事業とソフト事業の棲み分けがこの特例事業という形になりますので、この特例事業に挙げている事業は基本的にはソフト事業ということで分けてございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それは分かりました。

ただ先程言いましたように5年間の計画ということで過疎計画が挙げられているわけで、計画となれば、挙げた事業全部やりますよということになって来るのではないのでしょうか。

それぞれの計画がどのくらいの費用が掛かるのか、また過疎としてあげて通る、通らないという部分もあると思います。いっぺんに全部あげるのか、それとも選んでして行くのか、そうした場合に本当に5年で終わるのでしょうかという話になって来るのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

過疎計画にあげたものが全て実施完了するかということにはならないかと思えます。でも基本的にはやはりこの計画にあげている限りは、出来る限りこの計画を実施して行きたいと

いうことになるかと思えます。

それと後この事業の実施につきましては、やはりその年度、年度の予算の関係がございませぬので、そこは優先度を考えながら実行していくという形になるかと思えます。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

優先度を考えながらということですが、勿論予算の枠があるのですが、じゃどこをどう優先して行くのかというのがこの計画では分からないのです。全部挙げているからどこを先に重点的にやって行くのかというのも分からないし、この事業自体が大体どのくらいの予算があるのかというのも分からないし、その辺については是非報告なり、町の考え方を優先順位も含めて教えていただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

全体の事業費につきましては、当然ある程度の試算はしてございます。ただ、これはあくまでもいま現在の試算でございませぬので、この金額につきましては、いま現在では差し控えさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

優先順位につきましても、先程も申しましたように予算等の関係がございませぬ。それと後挙げた事業計画の中で町長のご判断をいただきながら進めて行きたいということになるかと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

鞍手町行政不服審査会で、審査会のメンバーは5人の委員をもって組織するとありますが、どういう方々を選んで、組織の中身はどういうふうにするのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今のところ考えているメンバーといたしましては、鞍手町情報公開個人情報保護審査会のメンバーと同一の方をお願いしたいと思っております。

というのは、この中には大学教授、弁護士等学識経験者もいらっしゃいますし、その他5人の内訳としましては、大学教授、弁護士、そして企業関係、女性委員、地域の自治会の代表の方の5人を今のところ予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

石油貯蔵施設立地対策等交付金というのはどういうものか分からないのですが、まず、基金の額はどのくらい積み立てようと考えているのかということと、交付金に係る事業ということが第2条の中にありますが、この事業というのはどういう事業があるのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

積み立てる額といたしましては、平成28年度交付予定額であります233万円を予定しております。

2条にあります、係る事業というのは、石油貯蔵施設の周辺の地域に於ける住民の福祉の向上を図るために必要があると認められる施設の改修となっておりますので、石油貯蔵施設、ここで言えば北九州の貯蔵施設がありますが、その施設がある関係で、例えば道路とか、石油を積んだ車が走るための消防施設、そういうものの整備を図るために使うための交付金であります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この辺で言ったら北九州しか、鞍手町自体には貯蔵施設はないわけで、これを見たら、最初鞍手町に貯蔵施設を作るのかなというように捉えられるのです。周辺の福祉だとか、生活環境とか、そこの部分を良くするということですが、鞍手町が周辺になるのですかね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

一応北九州市にあって、その道路を通るということで周辺に該当しております。

なぜこういう交付金が出るかということを中心に申し上げますと、こういう石油貯蔵施設が近隣に出来ても財政面に及ぼす雇用面とか、財政面に及ぼすメリットが小さい反面、立地に伴う消防力の増強とか、防災道路の建設とか、そういう消防施設に資金が掛かるということでこういう交付金が交付されております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、平成28年度が233万円交付されるということですが、基金である以上、積み立てていくわけで、毎年交付された部分を使っていくわけではないのでしょうか。今後どういふふうに防災の関係をやって、これは町内の部分ですね道路とかは、そういう計画も必要になって来るのでないかというふうに思うのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今までは単年度で毎年消防のポンプとか、中央公民館の横にあります、防災倉庫を建てたりしてございました。

毎年200万円以上の金額が来ますが、使ったものは県に報告は必ずしております。もし、その分が余れば返還という事業になっておりますので、今までは単年度で全て使っております。

なぜこの基金を積み立てるかということ、今から先、例えば消防の指令車がありますが、平成12年に購入して16年近くになります。耐用年数も過ぎておりますので、それとか他には、第1分団から第5分団までのポンプ車があります。それが平成12年と平成16年、古いもので平成12年と平成16年に購入したものがおりますので、もしそういうものを購入する時には、この基金を積み立てて基金の中から財源にしたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第6 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第7 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今回、空き家等の対策協議会と高齢者福祉施設等の整備事業者の選定委員会の2つが挙がっていますが、この人数と、こういったメンバー構成になるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

鞍手町空き家等対策協議会のメンバーといたしましては、現在7人考えております。というのは、その中で空き家等対策の推進に関する特別措置法の第7条の中に規定がありまして、その中で協議会は市町村長の外、地域住民、市町村の議会の議員、ホーム、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市町村長が必要と認める者をもって構成するとあります。

そういう協議会のメンバーを考えますと、7人の内訳としては、今考えておりますのは、町長、町議会議員1名、地域住民3人、司法書士1人、建築士の資格を持った方1人、の7人を今のところ予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

高齢者福祉施設等整備事業者の選定委員会につきましては、構成するメンバーは7名以内

というふうに現在では考えております。

メンバーとしましては、区長会からの推薦していただく方、社会福祉協議会からの推薦していただく方、公認会計士又税理士、それと副町長と役場職員の7名以内というふうに、現在のところでは考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありますか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の改正によって職員の給与等はどういうふうに変わっていくのか。実際がどういうふうになるかを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今度の条例改正の内容といたしましては、月例給を0.36%引き上げ、勤勉手当については0.1ヶ月分引き上げるといふ条例改正になっております。

それと、影響額といたしましては、一般会計のみで考えますと、合計で566万8千円の影響があるものと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般会計の影響額は分かるのですが、職員の給与が若干では上がるのでしょうか、額としてどういうふうになるかを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

額といたしましては約1,400円から1,500円の間ということです。月例給でそうなっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第10 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しまし

た。

次に、日程第12 議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

かねてから要望してきたことを町長が英断をされて、この議案を提案されたことには心から歓迎したいと思います。

前回の議会の時にも聞きましたが、影響額と申しますか、町の負担がどういうふうに変わってくるのかというのを、県も今年の10月から小学校6年生までという形になっていますが、その辺について教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回の乳幼児医療の対象人数が369人、10月からの半年間で約500万円の影響額となります。県の補助額としては約200万円の収入という形になっております。

この500万円の試算といたしましては、10月から12月までの3ヶ月分の実績で按分したものでありますので、冬場のインフル等の影響のある金額が含まれていないので、実際はもっと増えるものと思われれます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第14号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この設備基準だとか人数だとかは、おそらくは国の方の基準で決まっていると思うのですが、今回それを外して町長が必要と認めるということであれば、これを超えてもかまわないという改正ですが、これは町の方の条例で変えてもかまわないように国の方ではなっているのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

職員の配置についての部分では、今回改正するところにつきましては、国の基準の参酌すべきところがございますので、国の従うべき基準にはなっておりませんので、ここの部分についても参酌しながら変更することは可能となっている部分であります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

前回の場合は一応65㎡以上だとか、40人以下ということで数字が入っていたのですが、今回の場合はそういう数字ありませんけれども、じゃ上限どのくらいまでならいいのだとか、そういうようなことも考える必要があるのではないかと思います。

闇雲にどんどん詰め込むこともできないでしょうし、その辺はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

今おっしゃるように闇雲にということではなくて、今回改正させていただいて、今現状では、いまおっしゃった定員は60名で、60名を超えていることはございませんが、やはり待機児童又は夏休みだけ一時的に、昼間に保護者がいらっしゃらないので預けたいような場合の限定的短期間等の受け入れで基準を超える場合は、その基準を若干超えても受け入れを可能とするようにしようということが一つでございます。

それにつきましても1.65の基準の、今回これに併せて規則の方も改正を考えておりますが、その考えているところでは、いま1.65のところにつきましては、1人あたり1㎡を下回ることがないようにというようなことで考えております。

もう一つの支援の、今おっしゃったように、どんどん増えてはというところではありますが、現在、概ね40名以下ということで一つの支援を限定させていただいておりますけれども、やはり若干超えている部分もありますので、職員に対しては基準を下回るようなことは当然ながら、規則の中でも定めて行くにはしておりますので、ただ若干その基準を超えてしまった場合に一切受け入れができないというようなところを、少し限定的に短期間なりでも受け入れが可能にしていこうというところで、今回改正させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

鯉坂 省治君。

○8番 鯉坂 省治君

図書室の母と子の図書室の分を削除、これは無料になるということによろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

母と子の図書室の使用料につきましては、開館当初より会議室等の利用を兼ねた図書室ということで、使用料が設定されておりました。開館当初と言いますと、昭和56年当時でございます。

現在では、会議室としての利用がないことから、無料開放して多くの子ども達のために読書を推進する条例の一部を改正するものでございます。

また、母と子の図書室の名称は、母と子に限定する表記になっておりますので、平成26年度に策定しました鞍手町子ども読書活動計画の推進に伴いまして、多くの町民に広く図書室の利用を促進するために、名称も子どもの図書室に変更するように考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂 省治君。

○8番 鯉坂 省治君

前年度も母と子の図書室の利用は全くなかったということですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

サークルの方が、他の部屋がない時に図書室と別の目的で使われた経緯がございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第17号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の19頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、19頁から24頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

21頁の定住促進事業なのですが、218万ほど減額になっています。

当初の見込みは何件ぐらいで、最終的に申込みが何件あってこの減額になったのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時53分

再開 13時58分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

当初の見込世帯数は178世帯見込んでおりましたが、実績が144世帯で、当初の残額を1,075万8千円と見込んでおりましたが、実績が857万2千円ということで、差引218万6千円を減額しているところです。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の町長の答弁もありましたように、鞍手町は何とか人口の減少を食い止めて、少しでも増やそうというふうなことで、この事業がおそらく中核の事業の一つだろうというふうに思います。残念ながら178世帯の当初の世帯数から144ということで、当初よりも34世帯分ぐらいが減額してしまうということになってはいますが、これはやはりPRの仕方にもよると思います。

私の方ではホームページを見ればこれは載っているのですが、あとどのようなPRをしていって、この定住促進を図っていくかということについてをお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

PRの方法としましては、今いろいろポスターを貼ったりとか、町のホームページ等で紹介していますが、当然それだけでは物足りない部分があると思います。

いま、ハウスメーカーさん、当然家を建てるということになればハウスメーカーさんなり、不動産屋さんに相談をいたしますので、そういった方面にもPRをしまして、少しでも鞍手町で家を建てるというようになるということを今後情報発信していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは、その下の方の移住定住促進のことについてお尋ねします。

ここには委託料として460万、備品購入がこれに関係するのかわかりませんが、この移住促進事業がどういうものか、また体験プログラムもあるということですが、どういう中身なのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この移住定住促進事業ですが、これは今回国の補正予算に伴います加速化交付金を活用して、平成28年度事業で計上するところを、これを前倒しして平成27年度に計上させていただいております。

内容といたしましては、まず一つは、昨年10月からトライアルワーキングステイとして県と一緒にやりましたトライアルワーキングステイで、こちらの方にお試し居住をさせていただいた方が、本日から鞍手町移住して来ていただくようになっています。

これの実績を基にしまして、この方と、それからこれまで受け入れていただきました地元の地区の方と、いろいろ新しく情報発信をして行こうとしている事業でございます。

それと併せて、この事業費の中にはシティープロモーションの費用ですとか、先程お尋ねになってます体験プログラムというところにつきましては、体験型のお見合い活動をさせていただいて、またそこでいろいろな出会いをしてさせていただいて、鞍手町の町のPRなり情報発信なりをして行こうとしております。

主にはそういうような事業でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

体験型というか、お見合い活動というのはどういうことなのか分からないのですが。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

一つは、まずあくまでも例としてあげさせていただくと、農業等を作物を植えて、通常のお見合いですと1回限りで終わってしまうところを、ある程度種植えから収穫までという形で、何回か同じ経験をしていただきながら、いろいろお互いを知っていただくような形をとって行くというのが1つと。

それから、もう一つ先程言い忘れていましたが、この体験型のプログラムにつきましては、情報発信をしてさせていただいて、こちらに住んでいただいたり、体験を発信してさせていただいて、こちらの方でお試し居住をしていただくような方にも情報発信。

それから、そういう受け入れの体制を努めて行くという体験も含まれております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

22頁財産管理費、加速化の委託料並びに工事費、これはどういう内容なのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

設計監理委託料と工事費とはということですが、加速化交付金を使いまして旧南中、くらで学園をいまやっていますが、その工事費の方から説明いたしますと、工事費は、1点目は旧多目的室というものがあまして、畳の部屋があるのですが、そのスペースを外国人の観光客が、日本の和の文化を体験できるゾーンとして整備したいと思っております。

2点目は旧図書室です。そのスペースはプロの漫画家を目指すクリエイターの卵が書いた作品、同人誌と呼ばれるものなのですが、それを集めて同人誌図書館として整備したいと思

っております。

3点目は、旧コンピュータールームです。ここを、今ブームになっておりますミニ四駆の常設レーンを設けた競技スペースとして整備したいと思っております。

4点目は保健室です。このスペースはスタジオ撮影に訪れた方の更衣室のスペースとして整備したいと思っております。これが工事費の内訳となっております。

委託料の設計管理委託料300万円についてですが、今回国に申請しています加速化交付金の中で工事費として合計920万円としていますが、広い学校の複数の教室を改修していくには予算的にはちょっと厳しいかなと思っております。

学校らしさを維持しながら、少ない財源で魅力的なサブカルチャーの拠点を整備して行くために、建築デザインやインテリアコーディネートを活用して財源不足を補って行こうと思っております。そのため、設計管理委託料に加えて、この中には建築デザイン等に係る経費を上乗せして計上しております。

前回3,750万円の上乗せ交付金の中には工事費を入れておりましたが、その時には壁とか屋根とか、天井とか床を重点的に改修しました。

今回は、デザイン重視でやって行きたいと思っております。そのため建築デザイン等に係る金額を上乗せしております。

また、事業者の選定にあたりましては、企画提案方式により行うことにしております。

以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そうしますと、確認をとりたいのですが、現在、南中学校は工事等が行われたというふうに記憶していますが、その工事とはまた別の工事を予定していると、そういうふうに理解していいのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま現在行なっております工事箇所とは別の箇所を予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、24頁から31頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

27頁、年金生活者等支援臨時福祉給付金について追加となっておりますが、詳しい中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

年金生活者等臨時福祉給付金につきましては、今回追加で27年度に65歳以上の方の年金を受けて、低所得の方に対する臨時福祉給付金ということで今回補正で上げさせていただいております。

金額としましては、1人あたり3万円で約3千人というふうに見込んで予算を計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、31頁から34頁まで質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

33頁、商工振興費の加速化事業、学校まるごとサブカル事業委託料と、この備品購入費、関連があるのでしたら一緒に答えてもらいたいと思います。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

今回事業費として上げております学校まるごとサブカル事業というのは、先程申しました国に申請をしております加速化交付金を活用しまして、現在やっています学校まるごとアニメ事業をもう少し拡大して、交流人口の増加や賑わいの創出を図ろうというふうに考えております。

そのために、今回大きな目玉としましては、先程申しましたように外国人観光客の誘致、インバウンドの推進を図っていききたいと、そのための委託料を計上しております。

内容としましては、くらて学園というアニメの聖地というコンテンツを外国人が理解できるように翻訳するという作業。それから国内の旅行会社と提携をいたしまして、くらて学園の取り組みを海外のイベントで売り込んでいくと、プロモーションをかけている事業。

それから、タイを始めとしたコスプレ文化が盛んな国から発進力のある方を招いて、くらて学園というものを体験してもらい、あるいは鞍手町の観光資源を満喫してもらい、その良さを感想等を国内、本国の方で発信してもらおう事業、こういったものを委託料の方に組んでおります。

それから、備品購入費等の内訳としましては、やはり関連性がございます。

先程言いましたように、賑わいを創出するという部分で、新たに同人誌図書室というものを整備いたします。この同人誌の図書室の整備に係るものですが、オリジナル作品を約2千点以上集めて、作者の了解を得た上で来訪者が読めるように情操管理をするというための備品、それから同人誌そのものの購入費に充てようというふうに考えております。

2点目は、フィギュア等の製作に係る備品です。

これは、大きなものとしましては3Dスキャナー、全身の形がスキャニング出来る機械、これを購入するようにしております。

その外、フィギュアを製作するための道具とか、打ち出しましたシールをカットするようなマシン、こういったものを購入するように予定しております。

3点目といたしましては、ミニ四駆の整備に係る備品です。

これは主に常設会場として楽しんでもらうための競技用のレーン、或いは、チューニング用の作業台、それからパーテーション、こういったものを購入するという事で予算をあげさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

大体資金的なものは分かったのですが、同人誌の図書館等とか、そういうミニ四駆とかというような発想はどういうことでそういうふうな発想になったのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

27年度の先行型事業では、アニメに特化した、アニメの聖地を目指すというふうにしておりましたが、どうしてもそれだけでは交流人口が偏ってくるというところで、もう少し遊びとか趣味の領域を広げたところの人を取り込んで行こうと、そういう発想から、いわゆるサブカルチャーと言われるところの領域に広げていったということです。

それから、コスプレイヤーさんが今大勢来て、大変にぎわっておりますが、同人誌と呼ばれるものを愛する方のグループ、それからイタ車と呼ばれる車にアニメの模様を施したものを楽しむグループ。

それからアニソンと呼ばれる音楽を楽しむグループ。これはそれぞれ全く、オタク文化と言われながら、それぞれ違う、領域が広い世界でございますので、いろいろな方を取り込んで行くために枠を広げたというふうなことでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

特にツイッター等々をのぞいて見ますと、図書室のことが非常に話題になっているのです

が、コミケ等に行ったら当然オリジナルとか違反もの等が出ているのですが、コミケの中でどういうルートでオリジナルものを購入しようとしているのか、いま方法が分からないが、年間で数万点以上出るのですが、いま話を聞いたら2千冊程度ということは、2千人程度の作者の了解を得なければいけない、当然そういうことになるし、回転させていかなければいけないということにもなると思うのですが、コミケに行った経験がない状態で、そういう計画が本当にまともに進むのかどうかというのはもの凄く心配しているのです。

というのが、ツイッターで凄く話題になっているので、この辺慎重にやっていただかないと困るのですが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、もし今、答えがなければ委員会等で詳しく聞きたいと思しますので、今の段階で答えられるのであれば答えて下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

この同人誌図書室の整備は、基本的にはくらで学園の方に行っていただきます。当然くらで学園の方では、そういったコミックマーケット辺りに出入りをしてやった実績もございますので、この辺のノウハウを活用して行くと。私達職員が直接買いに行くということではないというふうに考えております。

先程議員が言われましたように、非常に同人誌というのは漫画家を目指す方の卵達の自主作品ですので、非常に幅が広いというふうに思いますが、これについては寄附をいただくというような話もございますので、いろいろな話でちょっと集めて行きたいなというふうには考えています。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今の点で一つお聞きしたいのが、県外からたくさんの方のそういう趣味をもった方だとかという方呼び込みたいという気持ちは分かるのですが、それにしても鞍手町民自身がどう思っているのかというのを大事にしないといけないと思います。

町民が歓迎して、私はあまりそういう趣味がないものでどうなのかなと思っています。そこに県外、町外からいろいろな人が入って来て、周辺の住民の方たちが旧南中学校のことをどう考えているのかなということが心配しているところですが。その辺については何か情報がありますか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

議員がご心配のとおり、やはり鞍手町民の方に大きく説明というものはいたしておりません。

ただ、テレビや新聞の報道で鞍手南中がこういう形で替わって活用されていることは薄々お感じになっていると思います。

特に、新北區については区長さん自らがイベントにお越しただいて、どんどんやりなさいということで応援をいただいております。

いまからやっていくイベントの中には地域の方も是非ちょっと一緒に入っていて、パンあたりを中で売ったりもしているので、そういう意味では、1階の部分は地域開放するというふうなことで進めておりますので、当然訪れる方、コスプレを楽しむ方と地域の方も中学校の1階の部分を活用しながらコミュニケーションを図っていただきたいというふうには考えております。

説明につきましては、なかなか理解をしていただくというのも難しい部分があるかと思いますが、それは次回のイベントでも複数のテレビ局が来られます。NHKの放送も実は18日の日に取材をした内容が流れますので、そういったものを見てお感じになっていただければいいかなというふうには感じております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。折角やるのですからテレビに放映されますよという情報も是非発信していただきたいというふうに思います。

戻って31頁の農業基盤整備促進事業1千万円ほど減額になっていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

農業基盤整備促進事業につきましては、当初予算で暗渠排水整備事業を実施するように、今村、小牧宮農組合が21.4ヘクタール、新延南区営農組合が10.3ヘクタール、計の31.7ヘクタールで県の方に申請していましたが、採択されたのが、今村、小牧宮農組合が15.19ヘクタール、新延南区営農組合が8.79ヘクタール、計の23.98ヘクタールでありましたので減額補正を行っています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

32頁の商工振興費のECサイト構築支援が50万円減額になっていますが、これは支援をされた件数は何件で、当初は何件だったのかお願いします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

この補助金は町内の中小企業等がインターネットを活用して、商品又はサービスの販路等の開拓、拡大を目指す取り組みに対して補助金を交付するもので、昨年4月から制度をスタートさせました。

その後、この制度を活用して申請された方は、昨年12月に1件ございました。しかし要綱上、補助金の交付申請はインターネットのショップ営業した日から起算して6ヶ月の営業期間を経過した日以後でしかすることが出来ない、いわゆる半年の実績を確認しないと交付金が出せないということで、今回は予算額50万円を全て減額しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に、先程も質問がありました学校まるごとサブカルチャーの事業ですが、事業委託として外国人観光客を誘致したり、翻訳したりというようなことを業務委託するということが、例えば、翻訳したものが海外に流出したりだとか、又は、そこから拡散したりだとか、そういうようなことも想定されるというようなことがあります。

そういうようなことをどう防止するのかとか、外国人観光客を誘致するのはいいのですが、その対応をするのはくらて学園のスタッフだけで対応するのか、町の方でもそれに対応するようなシステムを作っていくのか、そのことについてはどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず最初のご質問の、翻訳したものの流出、著作権の問題にも係ろうかと思いますが、この件に関しては、当然そのくらて学園の中での図書館の中で閲覧をしていただくということになりますので、おそらく外国にデータで拡散するといったことはないと思います。基本的に同人誌というものの冊子になったものを作ることになります。

もう一つの翻訳という、最初私が説明したのは、くらて学園のコンテンツそのものを外国に出すというのは、取り組みを外国語に直して、くらて学園はこういう取り組みをしていますよというのを翻訳するといったものです。

2点目の、外国から来られた方の対応については、基本的にくらて学園が行うようにしていますが、当然これには、先程申しました向こうでのプロモーションとか、こちらへの招致活動、いわゆるフィットトリップというわけですが、こういうものに関しては旅行会社さんと一緒にやろうと考えております。その企画等の準備を進めておりますので、その方向でや

って行きますが、基本的に町の職員そこに係わって行くというのではないのかなと、バックアップはしますが、直接係わるということは今のところ考えておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そもそも、まち・ひと・しごと創生の予算というのは、この間の一般質問でも、まちづくりの中で言いましたが、その地域にどう係わっていくかとか、そこに仕事を持って行ったりだとか、町をどう作って行くかとか、いろいろそういうことで、最終的にはやったということではなくて、その地域にどういう便益を与えたかと、その便益ということを強く書いているように思うのです。

この学校まるごと事業は、どういう地域に便益をもたらすかと、先程の住民に関心があるかどうかというのとも係わって来ると思うのですが、最終的に、ここに本当に住民の人がそういう、例えば、漫画家を志す人がいて、そういうことで活動していただくか、コスプレイヤーの人が鞍手に住むかどうか分かりませんが、そういう交流を何回も来た人が鞍手町の住むのか、また鞍手町に住んでいる人そのものがどういう便益を受けるようになるのかとか、そういったことについてはどうお考えになっていますか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

先程の一般質問の中でもあったかと思いますが、大きな目的というのは、交流人口を増やして行って、交流人口が増えるということは人が集まり、そこに何らかの仕事が生まれ、経済活動が出来るということで、そうなると、そこに人が住んでいってもらえるのではないかと、そういうふうな長い目で見た一つの活動だと思っております。

1回のイベントに100人以上の県内外からの方が集まるということは、例えば、食事をするとか、或いは公共交通を使っていくとか、或いは買い物をするとか、そういったことでも、小さなことですが消費活動が生まれております。

それから、同人誌の図書館を整備することで、作家さん達が鞍手町に住んで、そこで創作活動を行うと、そういったことが起こって、人口の増加にも繋がるのではないかなというふうに考えております。

あと、外国人観光客が来ることによって当然そこにお金が落ちて行くと、いろいろな意味でにぎわうことで、交流人口、定住人口に繋がるのではないかなというところで、私どもは考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そうなってくればいいと私も思うのですが、移動手段にバスを使ったりだとか、そこで食事をしたりだとか、そういうことはあるとは思いますが、より町の活性化に結び付けばいいかなというふうには思います。

次に、備品の中で同人誌の図書室で同人誌を購入するという購入費用は、この備品購入の中のどれぐらいを予定しているのですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

備品購入費の中の250万円程度を予定しております。これには、同人誌そのものの購入の他に、検索とか管理をするためのパソコン、その他同人誌の図書室を整備するために必要な備品ということで250万円の枠で考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ということは、2500冊を揃えるということであれば1冊1千円で購入するということですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

同人誌は、値段は1冊1千円ということではなく、値段の付け方はいろいろありますので、平均して1千円ぐらいを考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、35頁から38頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

13頁から18頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

15頁、今まで歳出の方でいろいろなサブカルの問題だとか、併せて地方創生加速化交付金事業というので歳入3,560万ぐらい入って来ていますが、これは折角国が付けた予算で前倒しして予算を付けられるようにということも考えてあるのでしょうか、この他にもい

ろいろ考えてあるとは思いますが、折角付けている予算ですから、もっと使える分は使えたのではないかなと思うのですが、そういうことは、検討の中身はどうだったのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この加速化交付金につきましては、大前提としまして、まち・ひと・しごと総合戦略の中に位置づけられている事業であるということが大前提でございます。

そして、なおかつ事業分野としましては、仕事創生、地方への人の流れ、働き方の改革、まちづくりというのがあります。その事業の仕組みとしまして、地域経済分析システム、リーサスと言われるものですが、そこからのデータの抽出等を使いながらこの事業を進めて行きなさいというのがあります。

それと、事業の企画や実施にあたっては、地域に於ける関係者と連携体制が整備されているというようなこともあります。それから、K P I というのがあります。

そしてもう一つ重要なのは、先駆性がこの事業にも問われております。その先駆性の中にも先駆性があって、なおかつこれには官民共同、それから地域間連携、そして政策間連携という大きな3つのテーマが上がって、この内の少なくとも2つを満たす必要がございます。

この中で鞍手町としましては、官民共同と、それから政策間の連携というところのテーマを使ってこれに取り組んでいるということになります。この加速化交付金については庁舎内でいろいろ議論はしたのですが、なかなか先駆性を満たすというこのハードルが高いものですから、どうしても先駆性、前回上乗せ交付金で使った学校まるごとアニメ事業は先駆性がありますし、なおかつこの加速化交付金はこの地方創生の取り組みを更に加速化するという目的もありますので、これが合致したということで、この学校まるごとサブカルチャーの事業を取り上げて申請しているというところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

近隣の自治体で、情報としてどのくらいの予算を付けているのか、加速化事業に、分かれば教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

他の自治体の情報は正確には把握してはおりません。ただこの加速化交付金の要項の中では、一応事業費としましてはあくまでも目安という形で表記されているのですが、4千万円から8千万円程度の事業というところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いろいろな条件があって、なかなか使いづらい部分もあるとは思いますが、しかし、この間毎年、この時期になって国が前倒しの予算をつけて来るのです。そこにきちっと乗っかれる自治体もいれば、鞍手町のように、いつでしたか300何十万ぐらいしか予算をつけきれないで、折角つけた予算を鞍手町が落としかねないような状況もあってきたのです。

情報は勿論早め、早めに仕入れて、そのために交付金なり、補助金なりを使えるにはどうしたらいいのかというのを早め、早めに論議して行かないと、折角付けた予算が他の自治体にどんどん流れて、こちらではなかなか使えない。鞍手町の活性化にも繋がっていかないとこのような状況もあると思うのです。

今回は3,600万円程度の予算が付いたのですが、今後もまたこういう形が考えられるので、その点について町長の考え方をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

そうですね、私が町長をさせていただいて1年目の時は丁度、柴田町長がお亡くなりになって、来年度予算の補正予算に間に合わなかったというところがございまして、私の1期目時の来年度予算の補正ではほとんど取れなかったという記憶がございます。

そのあと、私も1年目でありましたし、なかなか何も分からなかった部分もあったのですが、私が町長させていただいた年の補正は間に合わなかったというのが現実でございました。ですから、それを踏まえて翌年からはしっかりと準備をして、いろいろなメニューが出たときには、その予算を出来る限り掴むようにということで、事前に各担当課でしっかりと構えておきなさいということを申して、ここ2年取り組んできて、今回も3,750万円。

他の町では30%減額、半額とかになっていたのですが、うちは満額いただいたというような状況で、しっかりと今現在、その辺の取り組みを各担当課でもやっているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

1件ご説明をさせていただきます。

先程、宇田川議員の質問の中で、この3,600万円の加速化交付金が付いてというふうなご質問だったと思いますが、3,560万円につきましては、いままだ申請中でございますので、交付金が確定しているわけではございません。以上です。

○議長 星 正彦君

これで歳入は終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

質問をしまいかと思ってたのですが、やはりちょっと確認をしておきたいので33頁の学校まるごと事業のところです。

ここの同人誌の購入についてのことですが、先程の答弁では全てくらて学園の方にお任せをして購入してもらおうというような答弁でした。

アニメ同人誌というのは、私は全然分からなくて、インターネットで検索してみようと思ってそれを入れたのです。そうしますと驚くことに、ぱっと出たのが、ここで言うのも恥ずかしいのですが、R指定の18禁の名前がぱっと出るのです。2頁ほどめくっても出ます。その中に旧鞍手中学校の鞍手町の名前が出て、よくよく見ると鞍手町のことが拡散していて大変なことになっていたようなんですが、その購入をくらて学園の方に全部任せてしまうと、まさかとは思いますが、そういうのが混じったりだとか、または、同人誌自体が本来あるアニメを二次創作をして、同人化して読むといようなことも書いていました。原作を書いて作ったりするときに原作者の承諾もないと。勝手に自分の思惑でそういう18禁のような漫画に仕立てて作っているものが非常に多く見受けられるといようなことです。

ですから、どこかで鞍手町の予算を使って同人誌を買うわけですから、全てをお任せして揃えるというわけにもいかないだろうと、どこかでやはり町が中身についてはチェックをする必要があるのではないかなといふふうに思うのですが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

この件につきましては、西日本新聞に取り上げられた記事がヤフーニュースに載って、ツイ投がナンバーワンになったというくらいに、皆さん誤解をして理解された経緯がございます。行政相談にも直ぐに10件ぐらい、電話も私どもの方に10件近く掛かってまいりました。

その後くらて学園の方から記事が誤りだったという、ちゃんと捉えてもらえなかったという公式コメントが出まして、私の方にも取材が来まして、またヤフーニュースにちゃんと真意が伝わらなかったということが載って、それから鎮静化したという経緯がございます。

大変ご心配、ご迷惑をおかけしたことをこの場でご報告したいと思っております。

先程、議員さんが心配されておりますように、今回買う予定の同人誌につきましては、当然町の備品でございますので、町が責任を持って、その購入、閲覧については取り組みます。なおかつ、あくまでも将来プロの漫画家を目指すオリジナルの作品、いわゆる二次創作は含

みません。年齢制限はありません。いわゆる18禁と言われるような、そういった類のものは一切買いません。

元に戻りますが、同人誌の図書室の目的は、あくまでもクリエイターの育成支援ということに特化したものでございますので、それにそぐわない、法的に問題のあるようなものは一切置かない。それについては町としてもチェックを入れていくということは、ここでちゃんと言っておきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時39分

再開 14時50分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に、日程第20 議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第22号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の56頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、56頁から109頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、108頁から171頁まで質疑はありませんか。
岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程も乳幼児のところの条例改正でありますけれども、もう一度ここでちょっとお尋ねしたいのですが、111頁の28繰出金のところです。

28繰出金の国民健康保険特別会計繰出金のところなんです、この中で国保会計には6,200万円ほど出されているようなのですが、小学生、中学生の医療費助成についての分は幾らと幾らなのかをもう一度お尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

今の質問の内容は、法定外繰入金の公費医療の現物復旧に係る医療費の波及分のことだと思いますので、それについてご説明いたします。

27年度の乳幼児医療の拡大分に係る助成金は、地域住民生活等の緊急支援交付金を活用しています。国保の省令第4条第2項では、国の負担金や補助金の交付を受けて一部負担金を減免する場合は、減額調整の対象外とするようになっており、交付金の用途として国が子どもの医療助成の拡充を認めた以上、拡充分については減額調整をしないとなっていますので、平成27年度はこの分については、小学生分が入っていないという形の繰入金の金額となっています。

小学生の分は対象外という形のものになります。国の補助金を使ったものは対象外になりますので、今年度の影響はないということになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ちょっと聴き方が悪かったのでもう一度お尋ねします。

28繰出金が1億58万2千円ほどありますが、この中身についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

繰出金の中身について説明します。法定繰入金といたしまして一般管理費399万3千円、連合会負担金95万9千円、賦課徴収費188万8千円、運営会議費23万4千円、医療費適正化特別事業費263万円、特定健康診査等事業費880万1千円、保険衛生復旧費22万6千円、審査支払手数料及び事務拠出金等で267万9千円、これが法定繰入金で合計が2,347万3千円、法定外繰入金で公費医療の現物給付に係る医療費波及分として1,501万9千円です。保険財政共同安定化事業に係る県交付税減額分として2,366万4

千円、法定外繰入金の合計として3,868万3千円。

乳幼児一時負担金として728万円、財政安定化支援事業負担金として3,114万6千円、合計で1億58万2千円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、170頁から191頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、190頁から217頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、216頁から277頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

237頁、中学校費の扶助費、図書購入費です。これは昨年の当初予算の時にも町長にお尋ねをしました。その時は前年度、前々年度については、私自身が調べていませんでしたので、感覚的半分に減っているのではないかなということでお尋ねをしたわけですが、今回25年度から調べて来ましたら、やはり25年度が113万円、26年度が112万円、27年度、昨年は51万円と半減していました。

今回も、それよりももっと少なく48万円ということになっています。昨年私がお尋ねした際に町長は、私自身は学校の図書についてはやはり優先的に拡充すべきではないかというようにお尋ねをしたわけですが、町長も、私もそのように思いますということで、今後取り組んでいきたいということで答弁をされていましたが、残念ながら先程言いましたように、今年は昨年以上にこの図書購入費が減っていますが、この理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この図書購入費につきましては、学校図書の整備費に関わります基準に基づきまして購入をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これも昨年いいましたけれども、学校図書の質というかかなり傷んでいる図書も多いと思いますし、折角2校が1校になって、鞍手中学校の生徒数も増えています。それで生徒数に応じて、基準は基準としてあると思いますし、図書購入費については交付税措置をされてい

るわけなんです。ですから、そういうことを考えて、今までも110万円ほどの図書費を付けていただいていたのです。

実は昨年、鞍手町子ども図書活動推進計画というのが昨年の3月に策定されました。その子どもの読書活動推進計画の中の基本方針の2として、子どもが読書に親しむための諸条件の整備ということが謳われています。その中に読書環境の整備充実ということで、蔵書の充実、図書購入の促進ということで、中央公民館の図書室及び学校図書室というふうに謳われています。

ですから、そういうことも含めて、今まで2校あった分の図書費を半額に減らすということ自体は、こういったせっかく推進計画も出来た中で、私はこの考えはいかがかなと思うのですが、どのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、私が減らせとかという指示は当然しておりません。それは誤解のないようにして下さい。

公民館の方は倍に増やしておりますので、そういうことはございません。詳細につきましては、教育課の方で答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

私の方も、今答弁といたしましては、その部分の図書の振興につきましては、町長が言われましたように、公民館の図書費の方に倍の27年度までは60万円という金額でしたが、今回はそういうことを含めまして120万円と倍の金額を計上させていただいておりますので、その辺で振興を図って行きたいというふうには思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

学校図書というのは、学校の図書室の図書も勿論ですが、学級図書といって、学級で図書を揃えたりすることもあるのです。そういったことを考えれば、学級数も増えているわけで、図書購入費が半分になるとというのは、なかなかやはり学校側としては厳しい予算配分ではないかなというふうに思います。

町長はやはりいつも教育の重要性についても常々解かれているわけですから、学校図書というのは特にそういった重要な部分を占めているわけで、ここの予算を、今まで110万円程度の予算を付けていただいていたので、やはり2校分の予算ぐらいは付けていただくのが私としては必要ではないかなというふうに考えています。

今後、28年度の予算を執行していく上で、補正も何回か組むわけですから、その中で対応していただくというようなことのお考えはありませんでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

私もこれは大事なことだと思っております。ただ、いかんせん忙しいものですから、本当に気づいていなかったのですね、申し訳ございません。補正なり今後の来年度予算に向けて考えて行きたいとそうのように思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から55頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

46頁の基金繰入金です。今年度も昨年以上に5億3,800万円程の基金を繰り入れています。

町長の施政方針の中でも行財政改革を進めて、財政の健全化を図るといような答弁もありましたが、なかなか予算上はいろいろと歳出の方で重要な案件もありまして、難しい綱渡りの予算編成かというふうに思うのですが、昨年の引き続き、また昨年以上に基金を取り崩して行くということについて、町長自身は財政健全化について、今後の方針としてはどのように考えているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お金の流れの部分は担当課の方に説明をさせます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成28年度の当初予算編成にあたりまして、やはり厳しい財政状況の中、本年度は財政調整基金から4億8,806万8千円を財政調整基金から繰り入れて、歳入歳出を調整しております。

前年度から比べますと8,988万3千円ほど増えています。この増えた主な要因といたしましては、くらて病院への繰出金につきましては、これまで財政が厳しいということで総額2分の1を当初予算で計上させていただいて、12月に大体残りを計上させていただくというような財政の整理をさせていただいております。

ただ来年度から新地方公会計制度も導入されますので、やはり全体の総計主義というところに則ってこれを見直しをさせていただいたというところで、ここで先ず大きく通常であればその分例年大体1億4～5千万を12月にしていますので、その分が増えているというのが主な要因です。

当然歳入の方も、その部分を見越してある程度は特別交付税等は実績に基づいて計上はさせていただいておるのですが、そういう事情で大きな要因としては病院の繰出金を当初予算で全額計上したということが主な要因となっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

くらて病院の1億5千万ほどだったと思うのですが、全体で2億9千万程一括して計上したからというような答弁でしたが、これはいずれにしても支出するもので、当初であろうと9月の補正であろうとこれは計上すべきことですから、1年を通して考えれば必然であって別に変ったことではないと思うのです。

これが基金を取崩したり、またそういった基金からの繰り入れが大きくなる要因には、私は当たらないのではないかなというふうに思います。

むしろ、やはり新規事業の関係で、その新規事業を始める際の財源の手当がどうなっているのかと、例えば、今回中学校までの医療費を無料化したというような事業があったりもしています。そういった大きな財源を伴う新規事業の際に、どういった財源手当をした上で新規事業に取り組んでいるかというようなことが私は一番問題になるのではないかなというふうに思います。そこの歳入歳出のバランスというか、または財政規律について町長はどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

議員がおっしゃいますように、非常に状況的には、財政的には私が申すまでもなく厳しい状況下でございます。ですから、何か、例えば新規事業をしようとする、どこかの部分を削らなければいけないというのが、今回、来年度予算を編成するに当たって本当に頭を、各担当課と一緒に悩ませたところでございます。

ですが、私としてみれば、子育て支援をやって行くということで、何とかこれをやろうということを決めた次第でございます。ですから、そういった推し進める事業と、どこかでや

はりカットして行かなければ、これはカットしなければいけないだろうという部分の、いま丁度過渡期にあると私は思っております。

もっと、もっといろいろな無駄な部分を省いて行って、そして優先順位を決めて選択と集中をやって行かなければいけないとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の質問ではないが、私は図書を充実したらどうかとか、歳出の方のこともいろいろ言いながら、その財政規律の質問をするのもちょっとどうなのかなというところもありますが、まさしく選択と集中ということで必要なものは必要として取り組んでもらいたいですし、削るべきものは削るべきものだと、まさしく町長が言われるとおりですが、例えば、この当初予算の概要を見てもみますと、平成25年から28年の見込で、地方債現在高の推移を見ますと、これで約14億6千万円程地方債が増えています。

もう一つ、隣にあります18頁には、基金の状況というのがあります。ここの基金の状況を見ますと、26年度末から28年度末、これは見込額ですが、これも9億円程減るようになっていきます。ですから、地方債は約15億程増え、借金は15億程増え、基金といわれる預金は9億円程減っているということで、ここ3年間で財政状況は凄く悪化をしているというふうに、この表からは見て取れるわけです。

ですから、そういった中での28年度予算ですから、やはり集中と選択はされていると思いますが、もっともこの財政状況を考えながら私は厳しい姿勢で取り組んで行く必要があるのではないかなというふうに思いますが、町長いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

そうですね、一つは、会社経営でもそうですが、何か拡大路線をやって行く時には当然のことながら経費が膨らむし、いろいろな部分において投入資金というのが必要になってまいります。ですから、今は、私が町長をさせていただいてまる3年になるのですが、拡大路線の方でいま舵を切っているような状況下でございます。だからといって無駄をしているという、本当に精査をしながら、無駄を省きながら、但しそれとは言いながらもやはり町を何とかしなくてはということで、いろいろな手も打って行かなければいけないし、拡大もやっていかなくてはいけないという部分でございます。

これは会社経営でもそうですが、そういった意味においては、いま現在を見るとかなりそういうふうな面で見れるかも知れませんが、もう何年かしまして、今、私がいろいろな事業を打っていることが、花が咲いて来ましたら、そこでまた改善して行くのではないかなと私はそのように考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長は経営者でもありますし、会社経営と同じような感覚で行政を経営されているというのはいいことだろうというふうに思います。

行政も以前は運営というふうに言われていましたが、今はやはり行政も経営という立場から見ていくということは、視点としては大事だろうというふうに思うのですが、行政と一般の事業、又は会社と違うのは、行政は利益を生まないのです。なんぼ拡大していっても利益を生みませんので拡大して支出が増えれば増える程、それは大きな負担になって残って行きます。いずれは、後世にそれを回して行かざるを得なくなって来るのです。

ですから常に歳入歳出のバランスを取りながら、行政というのは運営、経営をして行かないといけないので、そこのところが大きく一般の事業と行政の運営、経営の違うところだろうというふうに思います。そこところは理解をしていただいて、歳出を増やすのも、勿論後世それが返って来るとしても、返って来るのは町税しかありませんので、町税なりが見合う程の事業になるかどうかというのも不確かな話で、これも確実性はないわけで、そうであれば、やはり私自身は支出について、歳出については歳入に見合った形で運営して行くべきではないかなと思います。町長はいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当然のことながら、それは踏まえてやっております。

今、議員がおっしゃいましたように、行政は利益を生まない。当然そうです。ですが、逆に行政は鞍手でお仕事をされている商業、農業、工業の皆さん方の後押しをしなければいけないというのは、私は政策としては重要な課題だとも思っております。

ですから、そういったところに、いま拡大路線を一生懸命推し進めて行く、それによって、私がいつも申していますように、この町を儲けさせるのだというのがその部分に当たるかと思えます。

ですから、商業、農業、工業をされている方が、利益が出て会社が大きくなれば、当然のことながら、そこで働かれている方の給与も還元されるでしょうとなると好循環化して来ると思います。そういったところに、しっかりと後押しをするのが、私は行政の仕事だと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第25号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長互選のため、ここでしばらく休憩します。

休憩 15時20分

再開 15時35分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を、局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは報告いたします。

委員長に 久保田正之議員。

副委員長に田中二三輝議員。

以上です。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第26 議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありますか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

10頁、保険税収入が前年度に比べてマイナスという形になっていますが、一般と退職併せて3億2,700万円ですかね。

この計算の根拠を教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

前年度の比較の医療費分の人数と、1人あたりの医療費を、医療費分、後期分、介護分と分けて掛け合わせたものの合計額の金額となっております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

根拠と言いますか、前年度と比較して逆に下がっているということで、低所得者が増えたとか、被保険者数が減ったとか、収納率を何パーセントで計算したか、そういうことですが。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

当初予算の基準の設定日を比較した世帯数及び保険者数が、一般分で2,621世帯の4,223人で、前年度より75世帯41人の増。退職分で118世帯230人の比較で43世帯の79人の減という形になっております。

減の理由は、国民健康保険税が前年度より減額となった理由には、主に保険基盤安定の拡充による保険税軽減分の軽減安定所得が見直されたことで、5割軽減、2割軽減の世帯数及び被保険者数が増加しています。このことにより、その増加した部分の保険料については公費で補助することになりますので、逆に国民健康保険税の調定分が減額となったものと考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。軽減分が増えたので、別のところで収入が入ってくるということですね。

もうひとつ、17頁、一般会計予算のところでも質問がありましたが、一般会計の繰入金、今回法定外繰入金、月曜日の一般質問の時に、町長は法定外で健全化を図ると、法定外繰入をして、現在累積が1億4,500万円ぐらいあって、それを法定外繰入で解消して行くというようなお話だったと思うのですが、今回の繰入分、その分が幾らぐらいあるのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

赤字解消分の予算については、毎年当初予算には上げておりません。9月補正で上げておりますので、毎年その辺で上げるような形になっていると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長にお尋ねしたいのですが、一般質問の時でもおっしゃっていましたが、1億4,500万円の累積赤字。5月末の出納閉鎖でようやく国保の決算が大体見込が立つのですが、それをいつの段階までで解消して行こうと考えているのか。

今回、当初予算の中に、課長の話ですとまだ反映されていない、9月に補正で対応するというのですが、今ある1億4,500万円の累積赤字の解消はいつごろを目処に、段階的に考えていかないといけないのではないかとというふうに思うのですが、その点の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

30年度に県に移行する時に返還するという形の話があったと思いますが、県の方もはっきりその時点で必ず全額返済しなさいという指導はあっていません。なので、国保会計がなくなるわけではないので、各市町の方には特別会計、国保会計は残るので、その中で計画的に行けばいいのではないかと私はちょっと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今の話ですと、様子を見ながら広域化になってもその段階で、県から言われていないからずっと様子を見て、その後どうしようかなというような感じに聞こえるのですが、いずれにしてもこれは、他の自治体が保険料を値上げしたりして、累積赤字を解消して広域化に望もうというような状況だと思うのですが、いま指導はないようですが、それでいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

29年に向けて考えてはおるのですが、ただ各いろいろな市、町、村の首長さん方とお話をさせてもらうのですが、いま、議員がおっしゃるように、この累積をどうするかというのが一番の、合併するに当たっても頭の痛いところです。

これは、近隣の首長さん達との雑談の話なんですけど、最終的には起債を上げて長期で分割で、その部分を消していかなければいけないのかなとか、若しくは、当然のことながらこれは、先だっけの月曜日の一般質問でも私が申しましたように、この部分においては、構造的にこれだけ、例えば車でもそうだと思いますが、昔の車は10年で古くなったのですが、今の車というのは、手をかけて修理して、部品等を替えていけば20年でも保つのです。

人間もある程度の年になってきて、メンテナンス、つまりメンテナンスというのは病院にかかるということでございます。ですから病院にかかれば、今高度医療がありますし、いろいろなことで、そこで医療費がそれだけ掛かってくるということですね。

メンテナンスをやって行けば行くほど長生きするということになりますと、一般質問でも申しましたように、世の中が変わってきたのですね。

そういう意味においては、我々地方自治だけでこれが解消出来るのかというと、私は出来ない、これは国の方としっかりと掛け合っ行きながら解消して行かなければいけないと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

後期高齢者医療の保険料が、これまでずっと値上がりを2年毎に見直しがあつて、値上がりしてきて28年度からは値下げと、それまで取りすぎていたということになると思うのですが、それが今度の当初予算に反映されているのか、一応前年度と比較すればマイナスの保険料収入という形にはなっているのですが、その点について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

均等割額は5万6,584円から5万6,333円に下がっております。

所得割率が11.47から11.33%に下がっているために、今回保険料率が下がっています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

保険料率の中身は分かっているのですが、それが反映されているのかどうかというのを聞いているのです、当初予算に。

その保険料率で計算されて、人数分掛けてという形で予算には載っているのかというのをお尋ねしています。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

予算は、その額が県から指定がありましたので、下げた形で28年度予算は上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第28 議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

毎年同じことを聞いていますが、現在の滞納額がいくらあるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

28年2月末現在の滞納額は、2,356万4,326円です。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

まだ2,300万円程の滞納があつて、本当に言えば償還の時期は過ぎているわけで、これが0になっていないといけない状況なんです。今回の予算がそれに対して54万円という予算、昨年も低いなと思って、昨年が115万8千円、そのまた半分ぐらいということで、こういう予算でいいのでしょうか。

毎回同じことを言っていますが、こういう予算を組んでいて、これは回収出来るのでしょうか。どうなのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、この予算につきましては、54万円で現在の滞納額2,300万円ありますので、これが大体回収出来るのかということのご指摘かと思っております。

現在、担当課としてのお答えということで答えさせていただきたいのですが、昨年よりも少なくなったのは、1件の償還終了者がおります。その残りの収入というところの見込で上げさせていただいておりますので、このような予算になっております。

実際、今言われたように、償還期間が終わっていますので、本来なら終わっているべきところというところをご指摘のとおりだと思っております。

うちの方としましても、後は出来るだけ償還が出来る方、方と言うよりも出来ても出来なくともなるのですが、今後、今持っている財産も含めて、どういうふうにやっていけば早く回収出来るかというところで努力をして行くしかないというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第29 議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第30 議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第31 議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第31号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第32 議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第32号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第33 議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

1頁の水道事業会計予算ですが、今年度も当初予算から赤字予算というふうになっているようですが、その原因についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

この赤字の原因ということのお尋ねでございます。

第3条の収益的収入及び支出の欄の収入第1款 水道事業収益3億4,101万1千円に対しまして、支出第1款 水道事業費用3億5,052万円で950万ということで赤字の計上をさせていただいております。収入に対する支出の差が赤字の原因になっています。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

数字上は分かるのですが、先程も水道管の経年変化率でお尋ねしましたとおり、水道事業会計の内の敷設替えは7,600万円程上がっているのですが、ここ数年当初予算から赤字予算で組んで、最終的に28年度もどうも赤字決算になりそうな感じがあるのですが、この水道会計自体、敷設されている管自体は老朽化している。予算自体は当初からの赤字予算ということであれば、敷設替えもままならないというふうに思うわけです。

先程過疎債のことでお尋ねしましたら、過疎債は効かないということで、老朽管対策について、このままなら遅々として進まないのではないかなというふうに懸念をしています。じゃあこの会計自体に余裕というか、未処分利益、余剰金だとかは1億ちょっとあるのですが、そういった余剰金自体もそうそう潤沢にあるわけでもありませんし、これはやはり町として、この水道事業をどう取り組んで行くかということが重要課題の一つとして、私はあるのではないかなというふうに思います。

ですから、この28年度予算をとおして、この水道事業について町長はどのようにお考えになっているかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

そうですね、議員がおっしゃいますように、非常に厳しい水道の方も状況になって来ております。昨年度から水道料金の件も、私が町長にならせていただいた時には、あそこの浄水場が新しくなっておりました。

私がならせていただいて1年目だったですか、担当課と協議の中で水道料金の値上げも将来考えなくてはいけないのではないのでしょうかというようなことの話も出ておりました。私はまだまだ1年目で全体が見えないから時間を下さいよということで、見させていだいてたような、いまのところそういう状況下でございます。

ですが、いろいろ敷設替えとか、将来的な経費部分を考えますと将来に多少は水道料金のことと考えて行かなければいけないのではないかなというのが1点と、もう一つは、広域で水道を将来的に亘って見直して行こうという県の指導というかお話も伺っています。

ですから、そういったところを総合的に今から考えながら取り組んでいかなければいけないと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

27年度で公共施設の管理総合計画を作っていると思うのですが、その中で水道管の老朽管だとか、浄水管や給水管も含めての話ですが、それはどのような扱いになっているかは私は承知をしていないのですが、いずれにしても、このままの状況ではいけないのではないかなど。今町長の答弁の中で水道事業の広域化ということは、確かに国の方からの構想もあっているように承知はしています。

いずれにしても、住民の生活に直接係わる問題ですので、ここでやはり水道事業について何か取り組むための協議会なり、何なり、水道料金について今までありましたが、将来について、どうして行くかというのを考えるところが必要になるのではないかなというふうに思います。そのことについては、町長はいかがお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

そうですね、水道の赤字解消、それと将来のメンテナンスのいろいろな部分においても何か協議会みたいなものを作って、どのようにやって行こうかという専門委員会みたいなものを、委員会といいますか、名称は分かりませんが、そういったものも必要かとそのように思っております。

それと、もう1点、先程言い忘れておりましたが、以前、私が町長にならさせていただく前に、浄水場が立派になっております。それにかなり投資をしたと聞いております。

本来、その時点で水道料金をやはり受益者負担をしていただくべきではなかったのかという。私は多少はそのように感じているところでございます。

その時点からずっと、今までに至るまで料金は据え置きになっておりますので、その辺のところも含めながらいろいろと考えて行きたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第33号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第33号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第34 議案第34号 鞍手町道路線の変更を議題とします。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第34号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第35 議案第35号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、負担割合が大幅に変更になって、鞍手町の負担が増えるということになると思うのですが、現在に当てはめてどのくらい増えるというふうに考えているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

平成28年度におきましては約120万、段階的に変わって行きますので、平成33年度では1,020万円から30万円の間と考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

前回の一般質問でも、今回の負担割合で、投入量割が入って来ているのですね。投入量が減れば負担も減って来るといいますので、イコール、ゴミ減らしたら負担も減ってくるということですので、この間の一般質問では、じん芥組合でという話はしましたが、町独自でもやはりそれは考えて行かないといけないのではないかと思います。その点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

投入量割に関しましては、平成28年度は26年度の実績に基づいて投入量割の負担割合が決まっております。議員が言われますように、ゴミの量が減れば負担金も減りますので、そのように考えて行きたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第36 議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係わる北九州市との連携協約の締結に関する協議を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

連携協約を見てみますと、幅広い形でいろいろな項目があるのですが、協約を結ぶことによって鞍手町のメリットはどういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この連携中枢都市圏を形成するメリットとしましては、北九州市と近隣自治体と連携を結びまして、連携中枢都市圏を形成することによって財政措置がとられるという点がございませぬ。中心市となります北九州市につきましては、普通交付税が2億円、特別交付税が1億円、上限ですけれどもなります。

近隣の市町村につきましては、その連携中枢事業の取り組みに応じて特別交付税で、上限1,500万円の財政措置がとられるという形になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それぞれの項目について北九州市の役割と鞍手町の役割というふうに、主には北九州市が主体的に推進して、鞍手町が協力するという形ですけれども、鞍手町にとってメリットになるような事業をやる場合に、北九州市がうんと言わないと出来ないということで、それは今後、この協約を結んだ後に、こっちが協力するという立場にはあるのですが、こういうふうにして下さいというような要望というのは言って行けるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今後の日程等ということにもなると思うのですが、この連携協約が北九州市を中心に17市町で、各それぞれの市町村の議会で議決を議案として出されているところですが、これを経ますと、その構成団体全てで今度は北九州市都市圏域連携中枢都市圏ビジョンという、主な計画が策定されるようになります。

そのビジョンに基づいて、そのビジョンに今度は具体的な事業等が上げられるような形になります。今回、協約につきましては、かなり大きな括りの協約というふうになっておりますが、それぞれの分野毎に、今度はビジョンが策定されるという形になります。そこに事業が具体的に上がって来るという形になります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第36号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第36号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第37 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度固定資産税の課税免除の額の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

鯨坂 省治君。

○8番 鯨坂 省治君

課税免除で1件だけになっておりますが、これはどういう意味ですか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。この26年度、27年度を記載しておりますとおり、それぞれ数社ありましたが、課税免除をしている納税義務者がありますが、その中で1社について、1社から修正申告が提出されたことによりまして、今回その1社分だけが課税免除の額の変更の対象となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第37号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第37号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日10日から16日までの7日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日10日から16日までの7日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 16時09分

平成28年鞍手町議会第1回定例会会議録（第4号）						
平成28年 3月17日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月17日 午後1時00分				星 正 彦	
開閉会日時 及び宣告	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月17日 午後1時44分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 12人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 1人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯉坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	守田純子	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成28年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月17日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第14号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第34号 鞍手町道路線の変更
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第35号 宮若市外二町じん荼処理施設組合規約の変更
(民生産業委員長報告)
- 日程第13 議案第1号 専決処分の承認(鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例)
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第25 議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第26 議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第27 議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約
の締結に関する協議
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度
固定資産税の課税免除の額の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第29 議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第30 議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第32 議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)

- 日程第33 議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第34 議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第35 議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第36 議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第37 議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第38 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の
相談の出来る窓口などの設置を求める陳情 (民生産業委員長報告)
- 日程第39 閉会中の継続事件

平成28年3月17日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第11号から日程第12 議案第35号までの12件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 鞍手町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例。

議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第35号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決するものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第34号 鞍手町道路線の変更。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第11号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第34号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第35号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 鞍手町道路線の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第34号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第35号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第1号から日程第28 議案第37号までの16件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第1号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定。

議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定。

議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例。

議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例。

議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）。

議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）。

議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議。

議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度固定資産税の課税免除の額の変更。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

議案第1号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
次に、議案第2号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第3号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
次に、議案第4号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
次に、議案第6号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
次に、議案第8号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第9号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
次に、議案第10号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第37号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第1号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を

採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29 議案第25号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第25号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第25号について、討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

新年度の政府予算案は、消費税増税を前提にしながら、社会保障の改悪、大企業減税、軍事費増など、きわめて反国民的な予算です。地方行財政の分野では、地方交付税のトップランナー方式導入、自治体連携推進、行政サービス・公共施設等の集約化や民間委託化の推進などを様々なかたちで強めるものとなっています。

平成28年度鞍手町一般会計予算は、基本的には政府予算に追随する予算となっています。そういった中、子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡充する予算が含まれていることは、切実な町民要求の一つが実現することであり、大歓迎いたします。

しかしながら、高すぎる国保税やゴミ袋料金の引き下げ、保育料の負担軽減、同和関係予算にはメスが入っておらず、税の公平性も保たれていません。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やゴミ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み換えていくことを求めて反対討論を終わります。以上。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算に対し、賛成の立場により討論をいたします。

議案第2号 第5次鞍手町総合計画の策定が議決されたことにより、平成28年度からは新たな指針に基づくまちづくりがスタートする重要な年度となります。

平成28年度一般会計予算は、この第5次総合計画に掲げられた将来像、「新たなまちで躍動するまち くらて」を実現すべく所要の予算措置がされています。

具体的には「まちに賑わいを」の分野においては、新たな観光資源の創出による交流人口の増加や土地利用の方向性を示す都市計画事業に取り組んでいく予算。

「ひとに輝きを」の分野においては、住民福祉の向上を推進する予算、そして「しごとの創出を」の分野においては、農業、商工業の発展、活性化を図る予算を計上し、総合計画の実現に向けた予算編成の計上がなされています。

ただし、本町の財政は依然として厳しい状況が続いており、行財政改革の取り組みとして、ムラ・ムダの排除につとめ、新地方公会計制度の導入や財政規律の確保、財政の健全化に努めようとしている姿勢が伺えます。

これらのことを踏まえ、総合的な視点に立ち、平成28年度は集中と選択をおこなったメリハリのある予算として一定の評価ができるものと判断し、賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 議案第26号から、日程第34 議案第31号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第26号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第26号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35 議案第29号から日程第37 議案第33号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算。

議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第29号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第38 陳情第1号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。

本委員会は、3月2日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、議会規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって陳情第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第39 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から、目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布したとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、継続審査することに決定しま

した。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成28年第1回定例会を閉会します。

閉会 13時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 須 藤 敏 夫

議員 熊 井 照 明

平成28年3月17日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
	陳情第2号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査